

外国人造船就労者受入事業に関するガイドライン

平成26年12月

国土交通省 海事局

改訂履歴

年月	箇所	内容
H26.12	-	新規作成

目 次

第1章 はじめに

- 1 国内人材の確保及び外国人造船就労者受入事業の概要
- 2 本ガイドラインの目的
- 3 実施期間

第2章 基本的事項

- 1 造船分野技能実習
 - (1)趣旨
 - (2)別表第1に掲げる職種及び作業
 - (3)国土交通省が法務省及び厚生労働省と協議の上で別に定める職種及び作業
(造船事業者が実習実施機関である場合に限る。)
- 2 外国人造船就労者
- 3 受入造船企業
- 4 企業単独型受入造船企業
- 5 特定監理団体
- 6 造船特定活動
- 7 企業単独型造船特定活動

第3章 特定監理団体、受入造船企業及び企業単独型受入造船企業が行う手続等

- 1 造船特定活動
 - (1) 特定監理団体、受入造船企業の手続
 - (2) 報告すべき事項
- 2 企業単独造船特定活動の場合
 - (1) 企業単独型受入造船企業の手続
 - (2) 報告すべき事項

第4章 外国人造船就労者の要件

- 1 要件
- 2 在留期間
 - (1)造船分野技能実習に引き続き国内に在留する場合
 - (2)造船分野技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国した場合

第5章 特定監理団体の認定

- 1 概要
- 2 申請先
- 3 提出書類
- 4 認定要件
 - (1)造船分野技能実習の監理実績
 - (2)外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないこと
 - (3)基準省令の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動の項（以下「技能実習第1号イの項」という。）の下欄第21号イからニまでに掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること
 - (4)過去5年間に特定監理団体になろうとするものの事業活動に関し、技能実習第1号イの項下欄第21号の2に規定する行為を行ったことがないこと
 - (5)暴力団員等の関与がないこと
 - (6)有料職業紹介事業の許可又は無料職業紹介事業の許可若しくは届出
 - (7)適切に指導及び監督を行うことができる体制、監査を含む監理のための人員の確保
 - (8)保証金の徴収の禁止等
 - (9)監理に要する費用の徴収
- 5 特定監理団体の認定事項の変更の届出

第6章 適正監理計画の認定

- 1 概要
- 2 申請先
- 3 適正監理計画の記載事項
 - (1)受入造船企業になろうとする者に関する事項
 - (2)受け入れる外国人造船就労者に関する次に掲げる事項
 - (3)外国人造船就労者の適正な監理を実施するための計画等に関する事項
 - (4)外国人造船就労者の就労状況の確認に関する事項
 - (5)在留中の住居の確保に関する事項
 - (6)長期休暇の取得に関する事項
 - (7)管理指導員及び生活指導員の任命に関する事項
 - (8)報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項
 - (9)外国人造船就労者との面談及び外国人造船就労者からの生活、労働等(転職を含む。)に係る相談への対応(苦情処理を含む。)並びに確

認の実施に関する事項

- (10) 外国人造船就労者の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項
 - (11) 就労の継続が不可能となった場合の措置に関する事項
 - (12) 外国の送出し機関に関する事項
 - (13) 国土交通省による監査や指示等に対する対応に関する事項
- 4 提出書類
- 5 認定要件
- (1) 受入造船企業となろうとする者の要件
 - (2) 受入人数
 - (3) 在留期間
 - (4) 報酬予定額
 - (5) 保証金、違約金
- 6 適正監理計画の変更

第7章 企業単独型適正監理計画の認定

- 1 概要
- 2 申請先
- 3 企業単独型適正監理計画の記載事項
- (1) 企業単独型受入造船企業になろうとする者に関する事項
 - (2) 受け入れる外国人造船就労者に関する次に掲げる事項
 - (3) 外国人造船就労者の適正な監理を実施するための計画等に関する事項
 - (4) 外国人造船就労者の就労状況の確認に関する事項
 - (5) 在留中の住居の確保に関する事項
 - (6) 長期休暇の取得に関する事項
 - (7) 管理指導員及び生活指導員の任命に関する事項
 - (8) 報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項
 - (9) 外国人造船就労者との面談及び外国人造船就労者からの生活、労働等(転職を含む。)に係る相談への対応(苦情処理を含む。)並びに監査の実施に関する事項
 - (10) 外国人造船就労者の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項
 - (11) 就労の継続が不可能となった場合の措置に関する事項
 - (12) 外国の送出し機関に関する事項
 - (13) 国土交通省による監査や指示等に対する対応に関する事項
- 4 提出書類
- 5 認定要件
- (1) 企業単独型受入造船企業となろうとする者の要件

- (2) 受入人数
- (3) 在留期間
- (4) 報酬予定額
- (5) 保証金、違約金
- 6 企業単独型適正監理計画の変更

第8章 外国人造船就労者の入国手続等

- 1 在留資格認定証明書交付申請
 - (1) 申請手続を行う者
 - (2) 申請先
 - (3) 提出書類
- 2 査証（ビザ）の取得と入国手続
- 3 住居地の届出
- 4 在留期間更新許可申請
 - (1) 申請手続を行う者
 - (2) 申請先
 - (3) 提出書類
 - (4) 在留カードの受領
- 5 在留資格変更許可申請
 - (1) 申請手続を行う者
 - (2) 申請先
 - (3) 提出書類
 - (4) 在留カードの受領

第9章 造船特定活動

- 1 造船特定活動の実施（特定監理団体）
 - (1) 受入造船企業に対する監査、指導及び監督
 - (2) 送出し機関との調整及び外国人造船就労者のあっせん
 - (3) 定期的な就労状況の確認等
 - (4) 相談体制の構築
 - (5) 調査等への協力
 - (6) 外国人造船就労者の受入れに関する文書の作成及び保管
- 2 帰国担保措置
- 3 造船特定活動の実施が不可能となった場合の措置
- 4 関係機関に対する報告
- 5 造船特定活動の実施（受入造船企業）
 - (1) 特定監理団体に対する受入れの届出
 - (2) 特定監理団体に対する退職の届出
 - (3) 元請企業からの報告徴求、指導への誠実な対応
 - (4) 造船特定活動の実施が不可能となった場合の報告

- (5)不正行為を行った場合の報告
- (6)外国人造船就労者の名簿及び就労日誌の作成及び保管

第10章 企業単独型造船特定活動

- 1 企業単独型造船特定活動の実施
 - (1)送出し機関との調整
 - (2)定期的な就労状況の確認等
 - (3)相談体制の構築
 - (4)調査等への協力
 - (5)外国人造船就労者の受入れに関する文書の作成及び保管
- 2 帰国担保措置
- 3 企業単独型造船特定活動の実施が不可能となった場合の措置
- 4 関係機関に対する報告
- 5 企業単独型造船特定活動の実施に係る報告等
 - (1)適正監理推進協議会等に対する受入れの届出
 - (2)適正監理推進協議会等に対する退職の届出
 - (3)元請企業からの報告徴求、指導への誠実な対応
 - (4)企業単独型造船特定活動の実施が不可能となった場合の報告
 - (5)不正行為を行った場合の報告
 - (6)外国人造船就労者の名簿及び就労日誌の作成及び保管

第11章 監査及び指示

- 1 造船特定活動
 - (1)監査・報告の必要性
 - (2)監査体制の構築
 - (3)具体的な監査の手順、方法等
 - (4)監査の視点
 - (5)受入造船企業による不正行為を知った場合の監査報告
 - (6)国土交通省による監査
 - (7)立入検査の実施
 - (8)国土交通省の指示
- 2 企業単独型造船特定活動
 - (1)実施状況確認・報告の必要性
 - (2)実施状況確認体制の構築
 - (3)具体的な実施状況監査の手順、方法等
 - (4)実施状況確認の視点
 - (5)不正行為を知った場合の監査報告
 - (6)国土交通省による監査

- (7)立入検査の実施
- (8)国土交通省の指示

第12章 認定の取消

- 1 特定監理団体の認定の取消し
- 2 受入造船企業の適正監理計画の認定の取消し
- 3 企業単独型受入造船企業の企業単独型適正監理計画の認定の取消し
- 4 告示第12の5の規定について
 - (1)趣旨
 - (2)情状により特にこれを軽減すべき事由があるとき

第13章 不正行為

- 1 基本的考え方
- 2 外国人の受入れ又は就労に係る不正行為
- 3 告示別表第2に掲げる不正行為

第14章 適正監理推進協議会

- 1 概要
- 2 適正監理推進協議会への加入
- 3 適正監理推進協議会への報告
- 4 適正監理推進協議会の運営への協力

第15章 制度推進事業実施機関

- 1 概要
- 2 巡回指導その他の業務への協力

参考資料 各申請様式

第1章 はじめに

1 国内人材の確保及び外国人造船就労者受入事業の概要

造船業は、国内立地型の輸出産業として我が国経済を支えるとともに、裾野の広い労働集約型産業として地域経済を支えている産業であり、造船業が長期的に成長し続けるためには、就労環境の改善、教育訓練の充実強化等によって、国内での造船労働者の確保に最大限努めることが最も重要です。

その上で、造船業と人材の相互流動が大きい建設分野における外国人材の活用促進に係る緊急かつ時限的な措置について、造船分野においても同様の措置を講じることが「日本再興戦略」改訂 2014 において閣議決定（平成 26 年 6 月 24 日）されました。

具体的には、造船分野の技能実習修了者について、技能実習に引き続き国内に在留し、又は技能実習を修了して一旦本国へ帰国した後に再入国（注）し、受入企業との雇用関係の下で造船業務に従事することができることとし、あわせて、受入れに当たっては、賃金不払いや不法就労などの問題が生じないように、受入れを優良な監理団体や受入企業に限定する等の新たな特別の監理体制を構築するものです。

今回、緊急かつ時限的な措置として即戦力となる外国人造船就労者の受入れを行う、「外国人造船就労者受入事業」の具体的な内容を定める、外国人造船就労者受入事業に関する告示（平成 26 年国土交通省告示第 1199 号）（以下「告示」という。）を公示したところですが、この事業に参画する特定監理団体、受入造船企業、企業単独型受入造船企業、外国人造船就労者及び外国の送出し機関には、告示及び関係法令を正しく理解し、適正かつ円滑な事業の実施について互いに協力することが求められます。

（注）このガイドラインでいう「再入国」とは、「造船分野技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国した後に造船特定活動又は企業単独型造船特定活動に従事するために再度本邦へ入国すること」をいいます。

2 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、告示に定める内容をより具体的かつ明確に示すことにより、特定監理団体、受入造船企業、企業単独型受入造船企業、外国人造船就労者及び外国の送出し機関が制度を正しく理解し、もって外国人造船就労者受入事業の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としています。

3 実施期間

外国人造船就労者受入事業の実施期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 33

年3月31日までです。

なお、平成27年4月からの外国人造船就労者の受入れに間に合うよう、告示第4、第5、第13及び第14の特定監理団体、適正監理計画及び企業単独型適正監理計画の認定関係事務については、平成27年1月1日から開始します。

第2章 基本的事項

1 造船分野技能実習

(告示)

第2 用語

- 1 「造船分野技能実習」とは、別表第1に掲げる職種及び作業（造船事業者が実習実施機関である場合に限る。）並びに国土交通省が法務省及び厚生労働省と協議の上で別に定める職種及び作業（造船事業者が実習実施機関である場合に限る。）に係る技能実習のうち、入管法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第2号の活動（入管法別表第1の5の表の上欄の在留資格（技能実習を目的とする活動を指定されたものに限る。）をもって在留する外国人が従事する活動を含む。）をいう。

(1)趣旨

外国人造船就労者受入事業が造船分野に限定した事業であることに鑑み、「造船分野技能実習」の対象職種及び作業は、造船分野に係る職種及び作業に限定しています。

また、即戦力の確保の観点から、その定義としては、技能実習1号において技能等を修得した者が、技能等の習熟を目的として従事する「入管法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第2号の活動（入管法別表第1の5の表の上欄の在留資格（技能実習を目的とする活動を指定されたものに限る。）をもって在留する外国人が従事する活動を含む。）」に限定しています。

(2)別表第1に掲げる職種及び作業

別表第1に掲げる職種及び作業は、技能実習制度推進事業運営基本方針（平成5年4月5日、厚生労働大臣公示）（以下「基本方針」という。）の別表の建具制作、とび、配管、機械加工、鉄工、仕上げ（金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業に限る。以下同じ。）、塗装（金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業に限る。以下同じ。）、溶接及び強化プラスチック成形の各職種としています。

なお、いずれの場合も「造船事業者が実習実施機関である場合に限る」ものとしています。

また、「造船事業者」とは、造船法（昭和25年法律第129号）第6条第1項第1号若しくは第2号の届出を行っているもの、若しくは小型船造船業法（昭和41年法律第119号）第4条の登録を受けていること、又はこれらの届出若しくは登録を受けている者からの委託を現に受けて船体の一部の製造又は修繕を行う者としています。

そのため、造船事業者以外が実習実施機関である各職種に係る技能実習は、

造船分野技能実習には該当しません。

また、「委託を現に受けて船体の一部の製造又は修繕を行う者」とは、造船法の届け出又は小型造船業法の登録を受けた元請の造船企業と請負契約により船体の一部を製造する者（数次の請負契約の場合には後次の全ての請負契約の当事者を含みます。）、又は元請の造船企業との売買契約により船体の一部を製造する者を指します。船舶の船殻や造船所等で加工して取り付ける部材（配管やハッチカバー等）の製造等を行う者は含みますが、航海機器等の艤装品や舶用機関を製造する者は含みません。

(3) 国土交通省が法務省及び厚生労働省と協議の上で別に定める職種及び作業（造船事業者が実習実施機関である場合に限る。）

(2)に掲げる職種及び作業以外に、造船分野技能実習に含むべき職種及び作業がある場合は、国土交通省が法務省及び厚生労働省と協議の上、追加することができるものとしています。

例えば、基本方針の改正により、基本方針の別表に掲げる職種又は作業が追加された場合などがこれに該当します。

また、職種又は作業を追加する場合にあっても、造船事業者が実習実施機関である場合に限ることとなります。

なお、今後協議の上で別に定める職種及び作業として認められたものについては、本ガイドラインに追加することとします。

2 外国人造船就労者

(告示)

第2 用語

2 「外国人造船就労者」とは、造船分野技能実習を修了した者であつて、3に規定する受入造船企業又は4に規定する企業単独型受入造船企業との雇用契約に基づく労働者として6に規定する造船特定活動又は7に規定する企業単独型造船特定活動に従事する者をいう。

「外国人造船就労者」の定義は上記のとおりであり、その要件等についてはガイドライン第4章のとおりです。

3 受入造船企業

(告示)

第2 用語

3 「受入造船企業」とは、技能実習の実習実施機関として造船分野技能実習を実施したことがある事業者のうち、第5の2に規定する適正監理計画の認定を受け外国人造船就労者を雇用契約に基づく労働者と

して受け入れて造船特定活動に従事させるものをいう。
「受入造船企業」の定義は上記のとおりであり、その要件等についてはガイドライン第6章のとおりです。

4 企業単独型受入造船企業

(告示)

第2 用語

4 「企業単独型受入造船企業」とは、技能実習の実習実施機関として造船分野技能実習を実施したことがある事業者のうち、第5の4に規定する企業単独型適正監理計画の認定を受け外国人造船就労者を雇用契約に基づく労働者として受け入れて企業単独型造船特定活動に従事させるものをいう。

「企業単独型受入造船企業」の定義は上記のとおりであり、その要件等についてはガイドライン第7章のとおりです。

5 特定監理団体

(告示)

第2 用語

5 「特定監理団体」とは、監理団体（平成22年6月30日までに研修の在留資格で在留する者の監理を行ったことがある団体を含む。）として技能実習生の受入れを行ったことがある営利を目的としない団体のうち、第4の認定を受け、6に規定する造船特定活動の監理を行うものをいう。

「特定監理団体」の定義は上記のとおりであり、その要件等についてはガイドライン第5章のとおりです。

6 造船特定活動

(告示)

第2 用語

6 「造船特定活動」とは、特定監理団体の責任及び監理の下に外国人造船就労者が受入造船企業との雇用契約に基づいて行う入管法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき法務大臣が指定する活動をいう。

「造船特定活動」は、上記のとおり在留資格「特定活動」（入管法別表第1の5の表の下欄の法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動）として、位置付けられています。

また、「造船特定活動」については、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件（平成2年法務省告示第131号）において、次のとお

り定められる予定です（平成27年4月1日から施行となります。なお、造船特定活動に係る在留資格認定証明書の交付申請は、平成27年2月1日から可能となる予定です。）。

三十五 本邦の公私の機関が策定し、国土交通大臣が認定した適正監理計画（外国人造船就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第一一九九号）にいう適正監理計画をいう。）又は企業単独型適正監理計画（同告示にいう企業単独型適正監理計画をいう。）に基づき、当該機関との雇用契約に基づいて造船業務に従事する活動

したがって、造船分野技能実習を修了した技能実習修了者を、外国人造船就労者として造船特定活動に従事させようとする特定監理団体及び受入造船企業になろうとする者は、事前に告示に基づき特定監理団体及び適正監理計画の認定を受ける必要があります。

7 企業単独型造船特定活動

（告示）

第2 用語

7 「企業単独型造船特定活動」とは、企業単独型受入造船企業の外国にある事業所の職員である外国人造船就労者又は企業単独型受入造船企業と事業上の関係を有する外国の公私の機関であって次のいずれかに該当するものの外国にある事業所の職員である外国人造船就労者が、当該企業単独型受入造船企業との雇用契約に基づいて当該企業単独型受入造船企業の本邦にある事業所の業務に従事して行う入管法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき法務大臣が指定する活動をいう。

- (1) 当該企業単独型受入造船企業と引き続き1年以上の国際取引の実績又は過去1年間に10億円以上の国際取引の実績を有する機関
- (2) (1)に掲げるもののほか、当該企業単独型受入造船企業と国際的な業務上の提携を行っていることその他の国土交通省が別に定める事業上の関係を有する機関

「企業単独型造船特定活動」における在留資格及び在留資格認定証明書の交付申請が可能となる日は、6の「造船特定活動」と同じです。

造船特定活動は、特定監理団体の責任及び監理の下に外国人造船就労者が受入造船企業との雇用契約に基づいて行うのに対して、企業単独型造船特定活動は、企業単独型受入造船企業の責任及び監理の下に当該企業単独型受入造船企業の海外支店又は外国の親会社、子会社、孫会社、合弁企業等の職員が、外国人造船就労者として企業単独型受入造船企業において就労するものです。

造船分野技能実習を修了した技能実習修了者を、外国人造船就労者として企業単独型造船特定活動に従事させようとする場合、企業単独型受入造船企業になろうとする者は、事前に告示に基づき企業単独型適正監理計画の認定を受ける必要があります。

告示第2の7(2)に規定する「事業上の関係を有する機関」は次のいずれにも該当することが必要となります。

- (1) 企業単独型受入造船企業と外国機関が業務上の提携を行っていること
その他企業単独型受入造船企業が外国機関から外国人造船就労者を受け入れる合理的な理由があること。
- (2) 外国機関が企業単独型受入造船企業に外国人就労者を送り出すことについて、外国機関の事業上有益であることその他合理的な理由があること。

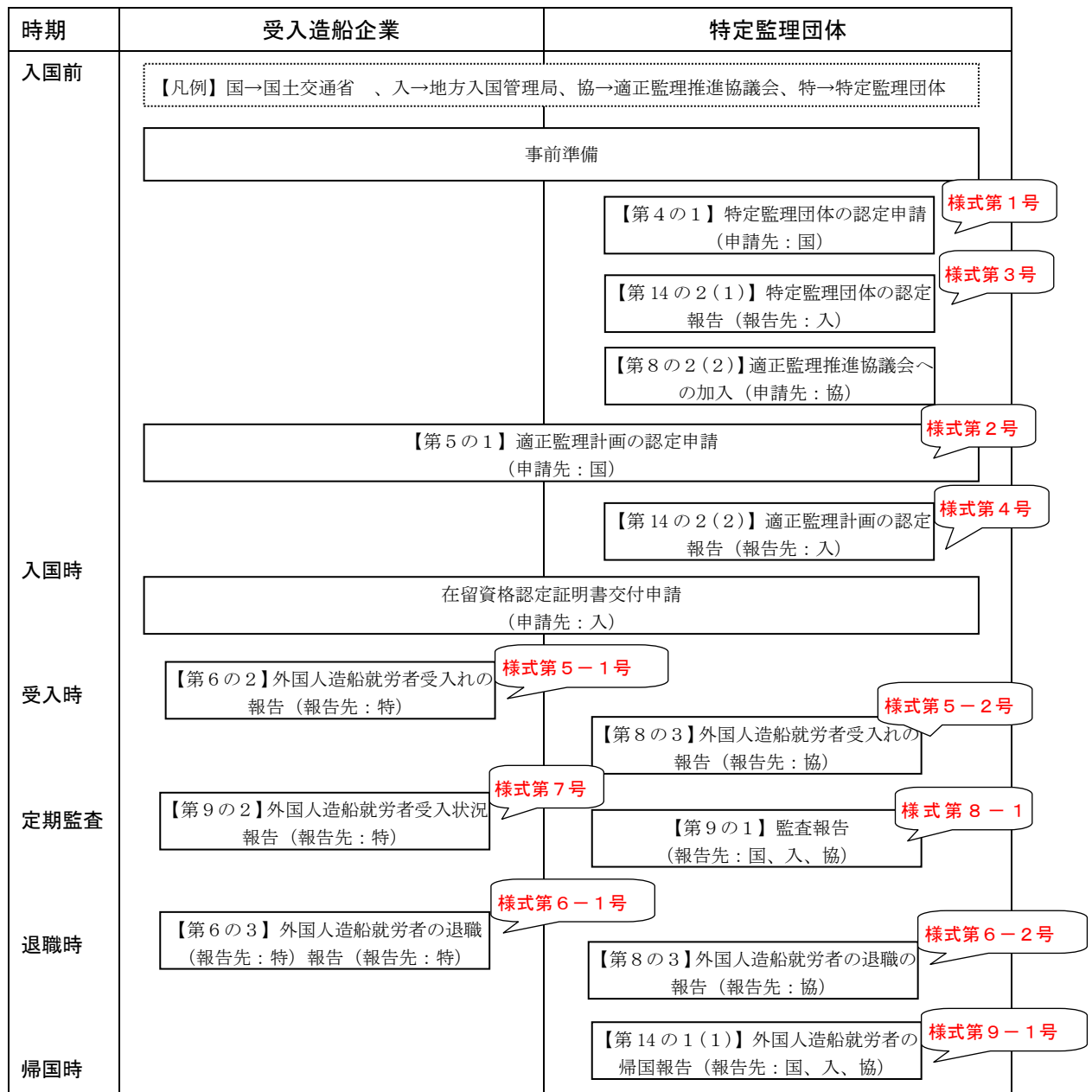
具体的には、本邦にある造船企業の子会社が企業単独型受入造船企業となり、当該造船企業の海外の子会社から外国人造船就労者を受け入れる場合や、主要な事業所が造船企業の構内にあり、かつ当該造船企業の委託を現に受けて船体の一部の製造又は修繕を行う企業が企業単独型受入造船企業となり、当該造船企業の海外の子会社から外国人造船就労者を受け入れ、当該造船企業で就労させる場合などが想定されます。

第3章 特定監理団体、受入造船企業及び企業単独型受入造船企業が行う手続等

1 造船特定活動

(1) 特定監理団体、受入造船企業の手続

外国人造船就労者の受入れから帰国までの間において、特定監理団体、受入造船企業が行う必要のある主な手続（申請、報告等）については下図のとおりです。



(2) 報告すべき事項

また、外国人造船就労者が住居地を変更したときや受入造船企業に関し外国

人の受入れ又は就労に係る不正行為の問題を知ったとき等は、下表のとおり報告等を行う必要があります。

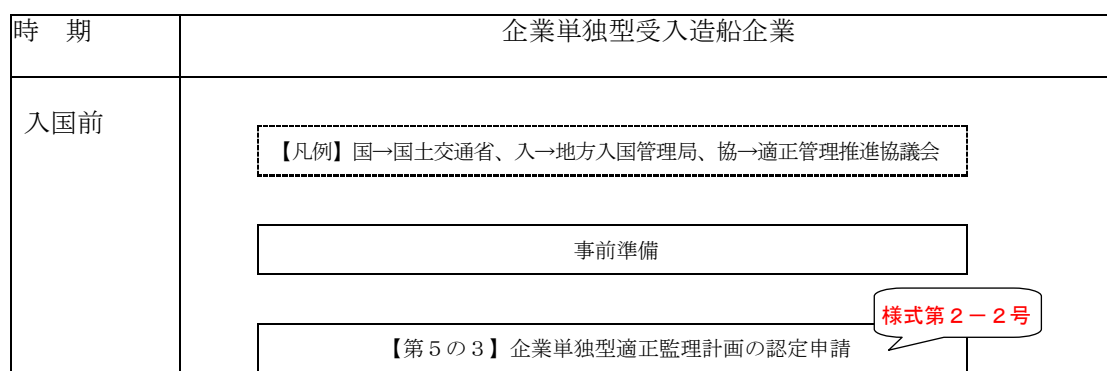
条文	報告等主体	報告等先	内容	様式
第4の1に準ずる	特定監理団体	国土交通省	特定監理団体の認定を受けた事項に変更があったとき。	任意
第5の5	特定監理団体 受入造船企業	国土交通省	適正監理計画の記載事項に変更があったとき。	第2-1号に準ずる
第8の3に準ずる	特定監理団体	協議会	受入造船企業から、外国人造船就労者の住居地の変更の届出があったとき。	第6-1号に準ずる
第9の4	特定監理団体	国土交通省 地方入国管理局 協議会	受入造船企業に対する監査の報告（別表第2の不正行為を知ったとき）	第7号 第8-1号
第14の1(2)	特定監理団体	国土交通省 地方入国管理局 協議会	適正監理計画に即した造船特定活動が実施されていないことが判明した場合	任意
第14の1(3)	特定監理団体	国土交通省 地方入国管理局 協議会	造船特定活動の継続が不可能となった場合（倒産、不正行為、失踪等）	第10-2号
第14の1(3)に準ずる	特定監理団体	国土交通省 地方入国管理局 協議会	失踪した外国人造船就労者の所在を把握したとき	任意
第14の1(4)	特定監理団体	国土交通省 地方入国管理局 協議会	受入造船企業が第5の2(1)から(4)までの要件のいずれかを満たさなくなったことが判明した場合	任意
第14の1(5)	特定監理団体	国土交通省 地方入国管理局 協議会	外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合	任意
第14の1(6)	特定監理団体	国土交通省 地方入国管理局 協議会	受入造船企業に関し外国人の受入れ又は就労に係る不正行為の問題を知ったとき	任意

第14の2(3)	特定監理団体	地方入国管理局	特定監理団体の認定を取り消された場合	第3号
第14の2(4)	特定監理団体	地方入国管理局	適正監理計画の認定を取り消された場合	第4-1号
第6の2に準ずる	受入造船企業	特定監理団体	外国人造船就労者が住居地を変更したとき	第5-1号に準ずる
第6の4	受入造船企業	元請企業	報告を求められたとき	任意
第6の5	受入造船企業	特定監理団体	外国人造船就労者が造船特定活動を継続することが不可能となる事由が生じた場合（倒産、不正行為、失踪等）	第10-1号
第6の5に準ずる	受入造船企業	特定監理団体	失踪した外国人造船就労者の所在を把握したとき	任意
第6の6	受入造船企業	特定監理団体	外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合	任意

2. 企業単独型造船特定活動

(1) 企業単独型受入造船企業の手続

企業単独型造船特定活動において、外国人造船就労者の受入れから帰国までの間において、企業単独型受入造船企業が行う必要のある主な手続（申請、報告等）については下図のとおりです。



入国時	(申請先：国)
	【第8の2】適正監理推進協議会への加入 (申請先：協)
受入時	【第14の5】企業単独型適正監理計画の認定報告 (報告先：入)
	在留資格認定証明書交付申請 (申請先：入)
確認	【第7の2】外国人造船就労者受入の報告 (報告先：協)
	【第9の11】企業単独型適正監理計画の実施状況等の確認の報告 (報告先：国、入、協)
退職時	【第7の3】外国人造船就労者の退職の報告 (報告先：協)
	【第14の4】外国人造船就労者の帰国の報告 (報告先：国、入、協)
帰国時	

(2) 報告すべき事項

外国人造船就労者が住居地を変更したときや企業単独型受入造船企業に関し外国人の受入れ又は就労に係る不正行為の問題を知ったとき等は、下表のとおり報告等を行う必要があります。

条文	報告等主体	報告等先	内容	様式
第 7 の 2 に 準 ずる	企業単独型受入 造船企業	協議会	外国人造船就労者の住居 地に変更があったとき。	第 5 - 3 号 に準ずる
第 9 の 13	企業単独型受入 造船企業	国土交通省 地方入国管理局 協議会	企業単独型受入造船企業 の確認の報告（別表第 2 の不正行為を知ったと き）	第 8 - 2 号
第 14 の 4 (2)	企業単独型受入 造船企業	国土交通省 地方入国管理局 協議会	企業単独型適正監理計画 に即した企業単独型造船 特定活動が実施されてい ないことが判明した場合	任意
第 14 の 4 (3)	企業単独型受入 造船企業	国土交通省 地方入国管理局 協議会	企業単独型造船特定活動 の継続が不可能となった 場合	任意
第 14 の 4 (4)	企業単独型受入 造船企業	国土交通省 地方入国管理局 協議会	企業単独型受入造船企業 が第 5 の 4 (1) から (4) までの要件のいずれかを 満たさなくなったことが 判明した場合	任意
第 14 の 4 (5)	企業単独型受入 造船企業	国土交通省 地方入国管理局 協議会	外国人の受入れ又は就労 に係る不正行為を行った 場合	任意
第 14 の 5 (2)	企業単独型受入 造船企業	地方入国管理局	企業単独型適正監理計画 の認定を取り消された場 合	第 4 - 2 号

第4章 外国人造船就労者の要件

1 要件

外国人造船就労者となるためには、告示第3の要件を満たしている必要があります。

外国人造船就労者の要件は、造船分野技能実習に概ね2年間従事（注）したことがあることのほか、「技能実習期間中に素行が善良であったこと（告示第3の2）」としており、素行が善良であるかどうかは、犯罪歴の有無やその態様、日常生活又は社会生活における違法行為や風紀を乱す行為の有無等を総合的に考慮して、通常人を基準として、社会通念によって判断されることとなります。

なお、要件を満たしているかどうかについては、在留資格認定証明書交付申請時又は在留資格変更許可申請時等において、地方入国管理局において判断されることとなります。

また、外国人造船就労者は技能実習修了者であることから、造船特定活動又は企業単独型造船特定活動が終了し帰国した後は、「技能実習」で在留中に修得した技能等を要する業務に従事することが予定されていることが必要です。

（注）告示第2の1の造船分野技能実習の定義のとおり、**技能実習2号**の活動に概ね2年間従事していることが必要です。

2 在留期間

外国人造船就労者が本邦に在留できる期間は以下のとおりです。

（1）造船分野技能実習に引き続き国内に在留する場合

2年間

（2）造船分野技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国した場合

①帰国後1年を経過しないうちに再入国する場合

2年間

②帰国後1年以上経過した後に再入国する場合

3年間

第5章 特定監理団体の認定

1 概要

外国人造船就労者受入事業においては、造船特定活動を行うに当たって、受入れを優良な監理団体（特定監理団体）及び優良な受入企業（受入造船企業）に限定することとしています。

特定監理団体になろうとする監理団体は、外国人造船就労者を受け入れる前に、告示第4に基づき国土交通大臣に対して特定監理団体の認定の申請を行う必要があります。

2 申請先

特定監理団体の認定に係る申請は国土交通大臣に対して行うものですが、提出先は、原則として、申請者の主たる事業所の所在地を管轄する地方運輸局（運輸監理部を含む）、運輸支局又は海事事務所となります。提出先の住所等については、別紙のとおりです。

3 提出書類

特定監理団体となろうとする者は、以下の①から⑫までの書類を2の申請先に提出する必要があります。

- ① 特定監理団体認定申請書（様式第1号）
- ② 登記事項証明書
- ③ 定款
- ④ 外国人造船就労者受入れに係る規約（中小企業団体のみ）
- ⑤ 役員名簿（氏名（フリガナ含む）、生年月日、性別、住所等を記載）（様式第1号（別紙1））
- ⑥ 会員、組合員名簿
- ⑦ 損益計算書、貸借対照表の写し
- ⑧ 常勤の職員の数を明らかにする文書
- ⑨ 監理団体として受入れを行っている技能実習生名簿（様式第1号（別紙2））
- ⑩ 有料職業紹介事業の許可を得ていること又は無料職業紹介事業の許可を得ていること若しくは届出を行っていることを証する書類（有料職業紹介事業又は無料職業紹介事業の許可証等）
- ⑪ 造船特定活動の実施体制図（様式第1号（別紙3））
- ⑫ 造船分野技能実習の監理実績を証する書類
造船分野技能実習の監理実績を証する書類として、以下のア、イの書類

からそれぞれ1点ずつを提出してください。

なお、これまで受け入れたすべての技能実習生の書類を提出する必要はありません。監理実績の証明が可能な技能実習生1名の書類を提出してください。

- ア 受け入れた技能実習2号の技能実習生の「氏名」、「在留期間」、「職種」、「監理団体名」が確認できる書類から1点
 - (ア) 雇用契約書及び雇用条件書
 - (イ) 技能実習生派遣契約書
 - (ウ) 推薦状
- イ 受け入れた技能実習2号の技能実習生が2年間在籍したことを証する書類から1点
 - (ア) 帰国報告書
 - (イ) 技能実習実施期間中の報酬の支払い状況が分かる資料(賃金台帳、給与明細の写し等)

4 認定要件

特定監理団体の認定に係る要件は、告示第4の2に定めるとおりですが、各認定要件についての留意事項は以下のとおりです。

(1) 造船分野技能実習の監理実績

申請時において、過去5年間に監理団体として2年以上適正に造船分野技能実習を監理した実績があることを求めています。

造船分野技能実習は技能実習2号の活動を指すため、例えば技能実習1号の活動を2年監理した実績があっても要件を満たすことにはなりません。

ただし、平成22年6月30日以前に別表第1に掲げる職種及び作業に係る研修の監理を行った実績を有する場合は、当該監理を行った期間を含むこととしています。

(2) 外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないこと

申請時において、過去5年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないことを要件として求めています。

外国人造船就労者受入事業における監理団体を優良な者に限定する趣旨に鑑み、本要件においては、特定監理団体となろうとする団体としてはもちろん、団体の役員、管理者若しくは造船特定活動の監理に従事する常勤の職員についても、外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないことが求められます。

また、特定監理団体になろうとする団体の役員又は管理者が、他の監理団体等の経営者、役員又は管理者となっている場合においても、当該役員又は管理者が、過去5年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行っていないことも求められます。

なお、在留資格「技能実習」又は「研修」に係る不正行為については、当該

不正行為が技能実習又は研修の適正な実施を妨げるものであったか否かを問わず、地方入国管理局から不正行為を行ったと認められる旨の通知文書を受けている場合は、外国人の受入れ又は就労に係る不正行為に該当します。

- (3) 基準省令の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動の項（以下「技能実習第1号イの項」という。）の下欄第21号イからニまでに掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること

特定監理団体となろうとする者（役員、管理者、技能実習の監理に従事する常勤の職員個人を含む。）が不法就労助長罪等（入管法第73条の2から第74条の8までの罪）や賃金等支払義務等（労働基準法第24条、同第37条、最低賃金法第4条第1項等）に対する違反により刑に処せられたことがある場合には、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過するまでは、特定監理団体の認定を受けることができません。

- (4) 過去5年間に特定監理団体になろうとするものの事業活動に関し、技能実習第1号イの項の下欄第21号の2に規定する行為を行ったことがないこと

特定監理団体となろうとする者又はその役員、管理者若しくは技能実習の監理に従事する常勤の職員が、過去5年間に当該機関の事業活動に関し、不正に外国人に係る在留資格認定証明書の交付、上陸許可、在留資格変更許可等を受けさせる目的等で偽変造文書等の行使又は提供をしたことがある場合には、特定監理団体の認定を受けることができません。

- (5) 暴力団員等の関与がないこと

以下の①～③の要件を求めることとしています。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- ② 法人であって、その役員等のうちに暴力団員等がないこと。
- ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者でないこと。

- (6) 有料職業紹介事業の許可又は無料職業紹介事業の許可若しくは届出

特定監理団体が外国人造船就労者と受入造船企業との間における雇用契約の成立をあっせんする場合には、職業安定法（昭和22年法律第141号）に規定する職業紹介事業に該当し、同法に規定する有料職業紹介事業の許可又は無料職業紹介事業の許可若しくは届出が必要となります。

- (7) 適切に指導及び監督を行うことができる体制、監査を含む監理のための人員の確保

告示第5の1の適正監理計画の策定、告示第6の1(4)の外国人造船就労者の就労状況の確認、告示第9の監査等を的確に実施できる体制や規模でなければなりません。

体制については、特定監理団体の役員、管理者、管理指導員等の役割分担や連絡体制を明らかにするための造船特定活動に係る体制図を作成し、日常の監理のほか、不正行為等問題が発生した場合の対応や関係機関への報告が迅速かつ確実に行うことができるようにしておくことが必要です。

あわせて外国人造船就労者受入事業は、技能実習を上回る水準の監理体制を

構築するものであり、業務量に応じた常勤職員の配置についてもよく検討する必要があります。

また、人員の確保については、傘下の受入造船企業の数や受入造船企業と特定監理団体の事務所との距離等を勘案して、就労状況の確認等の監理業務を的確に行える人員を確保していなければいけません。

目安として、監理団体の常勤職員の数は、受入造船企業が30社未満の場合は、専任の事務局長1名、事務員1名、受入造船企業の指導を担当する指導員1名、相談員1名の計4名を基本とし、受入造船企業30社ごとに1名以上の増員を行い、監理指導が可能な体制とすることが必要です。

あわせて、受入造船企業が複数の地方内にまたがっている場合は、主要地域に特定監理団体の支部を設け、職員を配置することが必要です。(参考：団体監理型受入れ事業における中小企業団体等の模範適正運営モデル((公財)国際研修協力機構、平成18年度経済産業省委託事業))。

さらに、外国人造船就労者の受入れは、特定監理団体の事業として行うものであるため、定款、寄附行為等では外国人造船就労者の受入れを事業として行う旨を明確にしておくことも必要です。

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合は、定款を変更する場合には、同法第51条第3項の規定により、同法が定める行政庁の認可を受けることが必要であることに留意が必要です。

また、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人は、第11条の規定により、事業の種類や内容を変更する場合には、行政庁の認定が必要であり、特定監理団体の認定を受けた後に当該認定を受けることが必要となることに留意が必要です。

なお、特定監理団体の職員は、とりわけ、外国人の入国・在留の諸手続、外国人造船就労者受入事業の趣旨、監理すべき事項について理解を深めることが必要です。

(8)保証金の徴収の禁止等

技能実習制度において、失踪防止等を名目として、技能実習生本人から保証金等を徴収している送出し機関があります。

このような保証金の徴収等については技能実習制度において禁止されているところですが、外国人造船就労者受入事業においても、送出し機関が外国人造船就労者本人やその家族等から保証金を徴収するなどして金銭その他の財産を管理している場合には、その送出し機関からの外国人造船就労者の受入れは認められません。また、送出し機関が技能実習生の雇用契約の不履行に係る違約金を定めるなど不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していた場合についても同様です。

さらに、送出し機関、特定監理団体及び受入造船企業の間で相互に、外国人造船就労者の雇用契約の不履行に係る違約金を定めるなど不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していた場合についても同様です。

(注) 本規定は、現実に生じた損害について賠償を請求することを禁止する

趣旨ではありません。

(9) 監理に要する費用の徴収

特定監理団体が監査の実施に要する交通費などの監理に要する費用を徴収する場合には、外国人造船就労者を受け入れる前に、費用を負担することとなる機関に対してその金額及び用途を明示することとし、外国人造船就労者に直接又は間接に負担をさせてはなりません。

特定監理団体は、職業安定法第30条第1項の規定に基づく有料職業紹介事業の許可を得ていること又は同法第33条第1項の規定に基づく無料職業紹介事業の許可を得ていること若しくは同法第33条の3第1項の規定に基づく無料職業紹介事業の届出を行っていることが必要です。特定監理団体が無料職業紹介事業を行っている場合は、徴収する費用の中に、名目の如何を問わず、外国人造船就労者の紹介に要する費用（実費を含む。）（注）が含まれてはなりません。有料職業紹介事業の許可を受けている特定監理団体であっても、外国人造船就労者受入事業に関して収益を得てあつせんを行う行為は不正行為であることから、実費以外の費用を徴収することは出来ず、また、これらの費用を外国人造船就労者に負担させてはなりません。

（注）「紹介に要する費用（実費を含む。）」は、特定監理団体の職業紹介事業に要する費用であり、具体的には当該事業を行うための人件費、交通費、通信費等が含まれます。

また、現在、職業安定法上の有料職業紹介事業の許可を得ている、又は無料職業紹介事業の許可を得ている若しくは届出を行っている場合であっても、現在許可等を受けている事業によっては、変更の届出等が必要となることに留意が必要です。

なお、本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて活動する外国人造船就労者に対して、特定監理団体が宿泊施設や食事の提供、日用品の支給を行う場合にあっては、外国人造船就労者から、実費の範囲内でその費用を徴収しても差し支えありません。

このほか、送出し機関が外国人造船就労者の派遣等に要する費用を「管理費」と称して一定の金銭の支払を求める場合がありますが、これについても受入に係る協定書等に基づいて特定監理団体から支払うべきであり、外国人造船就労者に負担させてはなりません。

5 特定監理団体の認定事項の変更の届出

特定監理団体の認定を受けた後、以下の事項について変更があった場合は、認定事項の変更について届出を行ってください。

- ① 名称、所在地、代表者に変更があった場合

変更内容が分かるよう、変更後の登記事項証明書を提出してください。

② 役員に変更があった場合

変更内容が分かるよう、変更後の役員名簿を提出してください。

③ 造船特定活動の実施体制に変更があった場合

変更内容が分かるよう、変更後の造船特定活動の実施体制図（様式第1号（別紙3））を提出してください。

④ 有料職業紹介事業の許可又は無料職業紹介事業の許可若しくは届出事項（取扱職種の種類、許可の有効期間等）に変更があった場合

変更内容が分かるよう、変更後の有料職業紹介事業又は無料職業紹介事業の許可証等を提出してください。

第6章 適正監理計画の認定

1 概要

受入造船企業になろうとする者は、外国人造船就労者を受け入れる前に、告示第5の1に基づき、告示第4の認定を受けた特定監理団体と共同で、適正監理計画を策定し、受入造船企業になろうとする者ごとに国土交通大臣に適正監理計画の認定の申請を行う必要があります。

2 申請先

適正監理計画の認定に係る申請は国土交通大臣に対して行うものですが、提出先は、原則として、申請者である特定監理団体の主たる事業所の所在地、受入造船企業となろうとする者の主たる事業所の所在地、若しくは受入造船企業となろうとする者が外国人造船就労者を受け入れる予定の主たる事業所の所在地の何れかを管轄する地方運輸局（運輸監理部を含む。）、運輸支局又は海事事務所となります。提出先の住所等については、別紙のとおりです。

3 適正監理計画の記載事項

適正監理計画の記載事項については、以下のとおりです。

(1) 受入造船企業になろうとする者に関する事項

(2) 受け入れる外国人造船就労者に関する次に掲げる事項

① 修了した造船分野技能実習の職種及び作業の名称

どの職種及び作業の造船分野技能実習を修了した者を受け入れようとしているかを記載します。

② 人数

受入造船企業になろうとする者が、造船特定活動を実施する期間中に受け入れる外国人造船就労者の数を記載します。記載する人数については、計画策定時点において、必ず確定しているものではないため、一定の（例：5人～10人など）幅を持った表現として構いませんが、以下のア、イに留意して記載する必要があります。

ア 今後の事業の見通しを踏まえた上で記載すること

今後の事業の見通しを踏まえた人員確保計画を立て、ある程度実態に即した表現とする必要があります。例えば、常勤の職員が50名の企業が人員確保の予測をせず、単に「50名以内」としてはいけません。

また、人数については受入造船企業となろうとする者の常勤の職員数を超えてはならず、常勤の職員数とは、技能実習生を含みません。

イ 受け入れる外国人造船就労者についてある程度具体的に決めておくこと

外国人造船就労者として従事させる者については、通常の場合、受入造船企業になろうとする者の下で、現に技能実習生として従事している者又は過去に技能実習生として従事した者であると考えられます。

このため、これらの技能実習修了（見込）者に対して、事前に意向を確認し、外国人造船就労者として従事させる者についてある程度具体的に決めておく必要があります。

③就労させる場所

就労させる場所については、複数の事業所を持つ受入造船企業もあることから、都道府県、地方ブロック単位で記載することも可能ですが、これまでの建造の実績等からできる限り外国人造船就労者が就労する可能性のある事業所を全て正確に記載するようにしてください。

④従事させる業務の内容

従事させる業務の内容について記載します。従事させる業務については、原則として「①修了した造船分野技能実習の職種及び作業の名称」において記載した職種・作業と同一の業務である必要があります。

なお、修了した職種・作業と同一の業務に加え、建造の工程において分離することができない等の理由により、修了した職種・作業と異なる業務にも従事させる場合は、併せてその旨について記載する必要があります。

その場合は、外国人造船就労者を当該業務に就かせなければならない理由や安全衛生管理の方法について併せて記載しなければなりません。

⑤従事させる期間

従事させる期間については、ガイドライン第4章の2の外国人造船就労者が在留可能な期間の範囲内において設定する必要があります。

⑥報酬予定額

外国人造船就労者に支払う報酬の予定額について記載します。外国人造船就労者に従事させる業務について、「とび」及び「配管」など、複数の職種がある場合は、職種毎に報酬予定額を記載してください。

報酬予定額については、告示第5の2(4)において「同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること」を要件としています。

要件の考え方については、5(4)において後述します。

⑦技能の向上を図るための方策

外国人造船就労者は技能実習を修了した者であることから、造船特定活動が終了し帰国した後は、技能実習の目的である、我が国で開発され培われた技能等の開発途上国等への移転を図るために活動することが予定されています。

このことから、就労目的で従事する造船特定活動の期間中においても、外国人造船就労者が技能実習において修得した技能の更なる向上を図ることができるよう配慮する必要があります。

このため、適正監理計画においても、例えば新たな資格を取得させることや技能実習修了時の到達目標である技能検定随時3級を取得していない場合は当該資格を取得させること等、技能の維持、向上を図るための方策を記載してください。

(3)外国人造船就労者の適正な監理を実施するための計画等に関する事項

外国人造船就労者の就労期間全体を通じて適正な監理の確保ができるようにするための事項について記載します。

具体的には、外国人造船就労者の受入れから帰国までの想定スケジュール、特定監理団体及び受入造船企業になろうとする者の監理、連絡体制図等について記載することが必要です。

特に、告示に規定する受入造船企業から特定監理団体への各種報告等について、怠ることがないように、特定監理団体と受入造船企業になろうとする者の間の連絡、相談体制についてはしっかりと定めておく必要があります。

また、外国人造船就労者に係る安全衛生管理の方法についても、本項に記載します。作業現場における安全衛生確保の方法や安全衛生教育の実施方法等について具体的に記載します。

なお、安全衛生管理の方法については、外国人造船就労者の受入れに際し安全衛生が確実に担保されるよう、単に安全衛生教育を実施することだけでなく、当該安全衛生教育等の内容について、外国人造船就労者が理解していることの確認方法（例：講習後、標識の内容や専門用語について確認する等）についても併せて記載してください。

(4) 外国人造船就労者の就労状況の確認に関する事項

特定監理団体は、告示第6の1(4)において定期的に外国人造船就労者の監理及び就労状況の確認を行う必要があります。確認の考え方、目安等についてはガイドライン第9章の1(3)において後述しますので、ガイドライン第9章の1(3)の考え方に沿って確認に関する事項を記載してください。

(5) 在留中の住居の確保に関する事項

外国人造船就労者が在留中に宿泊する住居については、特定監理団体又は受入造船企業が確保しなければいけません。

また、宿舍費について外国人造船就労者から徴収する場合、以下の点に留意する必要があります。

- ① 宿舍費の額は、近隣の同等程度のアパート等の相場を超えてはいけません。
- ② 宿舍費の額、内訳及び計算方法について外国人造船就労者本人に十分説明し理解を得ることが必要です。
- ③ 一戸の住宅を複数の外国人造船就労者に貸与している場合の一人当たりの宿舍費の額は、所定の賃貸料を人数で除した額を超えてはいけません。
- ④ 外国人造船就労者への宿舍貸与に当たっては、備品故障時の修理費用負担、退去時の原状回復費用負担など、帰国までに発生が見込まれる各種経費に関する負担割合について、事前に取り決めておく必要があります。
- ⑤ 電気・ガス・水道等諸経費についても外国人造船就労者が使用した実費を超えてはいけません。

(6) 長期休暇の取得に関する事項

特に外国人造船就労者が技能実習に引き続いて造船特定活動に従事する場合は、合計5年間、国内に在留することとなります。

このため、特定監理団体及び受入造船企業は、外国人造船就労者本人が希望した場合、一時帰国することができるよう、長期休暇の取得について、適正監理計画に盛り込む必要があります。

具体的には、外国人造船就労者の母国と日本における交通事情等を考慮し、

一時帰国が可能な程度の休暇の取得等について、(3)において作成するスケジュール等に盛りこんでおく必要があります。

(7) 管理指導員及び生活指導員の任命に関する事項

① 管理指導員

受入造船企業は、受け入れる外国人造船就労者の人数や職種に応じて、適切に管理指導員を配置しなければなりません。

例えば、技能実習指導員として多くの技能実習生を指導している場合において、余裕がないにもかかわらず、追加で外国人造船就労者の管理指導員を行うようなことは避ける必要があります。

また、管理指導員は、外国人造船就労者が従事する技能等について十分に指導できるようにするため、当該技能について5年以上の経験を持つことが必要です。

そのため、適正監理計画においては、配置する管理指導員の経歴、実務経験及び指導を予定している外国人造船就労者の数等(管理指導員として任命する者が技能実習指導員を兼務する場合には、指導を行っている技能実習生の数についても併せて記載すること)について記載してください。

あわせて、管理指導員及び生活指導員の配置人数が、当該受入造船企業において適切であるとする根拠を添付する必要があります。

また、特定監理団体は、監査の際には、適正監理計画に記載された経験年数を有する管理指導員が、実際に指導に当たっているかを確認する必要があります。また、管理指導員が指導を行う際に、安全衛生管理上の留意点等のノウハウを踏まえた上で指導を行っているか確認することも必要です。

なお、管理指導員について、技能実習制度における技能実習指導員と兼務することは差し支えありませんが、上述のとおり受け入れている技能実習生及び外国人造船就労者の人数を考慮し、適切な数の管理指導員を配置する必要があります。

② 生活指導員

受入造船企業は、外国人造船就労者の生活指導を行う生活指導員を配置しなければなりません。

適正監理計画には、配置する生活指導員の経歴及び指導を予定している外国人造船就労者の数(生活指導員として任命する者が技能実習の生活指導員を兼務する場合には、指導を行っている技能実習生の数についても併せて記載すること)等について記載してください。

生活指導員は、外国人造船就労者の我が国における生活上の留意点について指導するだけでなく、外国人造船就労者の生活状況を把握したり、外国人造船就労者の相談に乗ったりするなどして、問題の発生を未然に防止するよう努めなければならない、その役割は重要です。

なお、生活指導員について、技能実習制度における生活指導員と兼務することは差し支えありませんが、受け入れている技能実習生及び外国人造船就労者の人数を考慮し、適切な数の生活指導員を配置する必要があります。

(8) 報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項

報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項とし

て、受入造船企業の売上高、経常損益等を記載するほか損益計算書等の写しを添付します。

(9) 外国人造船就労者との面談及び外国人造船就労者からの生活、労働等(転職を含む。)に係る相談への対応(苦情処理を含む。)並びに監査の実施に関する事項

外国人造船就労者からの相談へ対応する特定監理団体の相談員、相談体制、相談時間等について記載します。

なお、外国人造船就労者からの相談は勤務時間外になされるケースが大半と考えられるので、休日や夜間の相談にも対応できるようにすることが望まれるほか、母国語での相談に対応することが望まれます。

あわせて、監査の体制等についても記載します。

(10) 外国人造船就労者の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項
帰国旅費の確保の方法や負担する者、負担条件等について記載します。

受入造船企業が帰国旅費を負担できない場合は、特定監理団体が帰国旅費を負担する必要があることについて留意する必要があります。

(11) 就労の継続が不可能となった場合の措置に関する事項

受入造船企業の倒産や不正行為、外国人造船就労者の失踪、受入造船企業と外国人造船就労者との間の諸問題などにより、造船特定活動が継続できなくなった場合の措置(対応方法等)について記載します。

(12) 外国の送出し機関に関する事項

外国の送出し機関の概要等について記載し、特定監理団体と送出し機関との間に締結された又は締結を予定している外国人造船就労者受入事業に係る契約書の写しを添付してください。

なお、外国人造船就労者から保証金を徴収していたり、雇用契約の不履行に係る違約金を定めるなど不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結している送出し機関からの外国人造船就労者の受入れは認められません(ガイドライン第9章の1(2)参照)。

また、送出し機関の選定に当たっては以下の事項に留意することとしてください。

① 送出し機関は、送出し国政府機関か、又は各送出し国政府から各国の基準に従って認定を受けた送出し機関(注)に限ること

外国人造船就労者受入事業における送出し機関は、送出し国政府機関か、又は各送出し国政府から各国の基準に従って認定を受けた送出し機関(注)に限ります。

(注) 外国人造船就労者が国籍又は住所を有する国の所属機関その他当該者が本邦において行おうとする活動の準備に関与する外国の機関で、公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)との間で「討議議事録(R/D)」及び「補足討議議事録(補足R/D)」を締結している送出し国政府が、各国の基準に従って、一定の要件を充足し日本に技能実習生を派遣するにふさわしいと認

定した機関。

② 本事業に関し適切に役割を果たすことができる機関であること

本事業に関し、送出し機関が果たすべき主な役割は以下のとおりであり、以下の役割を果たすことができる機関を選定する必要があります。

ア 本事業の目的・仕組み等について十分理解していること。

イ 外国人造船就労者になろうとする者に対して本事業の目的・仕組み等について十分説明し、適切な候補者の選抜ができること。

ウ 特定監理団体との協議を通じて、外国人造船就労者となろうとする者と受入造船企業双方の希望、条件等について最良のマッチングを図ることができるよう努めること。

エ 外国人造船就労者の事故、失踪等があった場合に、特定監理団体からの要請に応じて、解決に向けて協力すること。また、外国人造船就労者と母国の留守家族とのコミュニケーションについても配慮すること。

オ アからエの役割を果たすための体制の整備、人員の確保がなされていること。

(13) 国土交通省による監査や指示等に対する対応に関する事項

告示第9の6、8から10では、国土交通省の監査、国土交通大臣が外国人造船就労者の受入れに関する是正が必要と認めた場合における国土交通大臣による報告の要求及び必要な措置、国土交通大臣による立入検査、国土交通大臣による外国人造船就労者の受入れの停止その他必要な指示について規定しています。

告示で定める国土交通省による監査や指示等は、適切な外国人造船就労者受入事業の実施の観点から実施するものであり、これらの監査等に円滑に対応出来るよう、あらかじめ対応する者を定めておくことが必要です。

4 提出書類

① 適正監理計画認定申請書（様式第2-1号）

② 適正監理計画（様式第2-1号（別紙1））

③ 受入造船企業になろうとする者の登記事項証明書

④ 受入造船企業になろうとする者の損益計算書、貸借対照表の写し

⑤ 常勤の職員の数を明らかにする文書（常勤の職員の社会保険の加入状況が分かる資料を添付すること）

⑥ 受入造船企業となろうとする者（及び送出し機関）が、外国人造船就労者と締結することを予定している雇用契約書及び雇用条件書の写し

⑦ 特定監理団体が監理に要する費用を徴収することを予定している場合は、当該費用の負担者、金額及び用途を明らかにする文書

- ⑧ 受入造船企業が受け入れている技能実習生の名簿（様式第2-1号（別紙2））
- ⑨ 送出し機関の概要を明らかにする資料（送出し機関のパンフレット、送出し機関が登記・登録されていることを示す公的な資料等）
- ⑩ 受入造船企業が造船事業に従事していることを明らかにする以下のいずれかの文書（造船法第6条第1項第1号若しくは第2号の届出を行っている事業者又は小型船造船業法第4条の登録を受けている事業者からの委託を現に受けて船体の一部の製造又は修繕を行っている事業者に限る。）
- ア 造船法の届け出又は小型船造船業法の登録を受けている企業との間の、船体の一部の製造等に係る請負契約書の写し（数次の請負契約により、船体の一部の製造等を行っている場合にあっては、造船法の届け出又は小型船造船業法の登録を受けている企業との繋がりが分かることが必要です。）
- イ 造船法の届出又は小型船造船業法の登録を受けている企業との間の、船体の一部の売買契約書の写し（数次の契約により、船体の一部の製造等を行っている場合にあっては、造船法の届出又は小型船造船業法の登録を受けている企業との繋がりが分かることが必要です。）
- ウ 造船法の届出又は小型船造船業法の登録を受けている企業との間の、造船特定活動に係る役務の提供に係る包括的な契約書の写し
- ⑪ 報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であることを証する書類
- ⑫ 管理指導員及び生活指導員の経歴書（管理指導員については実務経験を併せて記載すること）
- ⑬ 特定監理団体と送出し機関との間に締結された（又は締結を予定している）外国人造船就労者受入事業に係る契約書の写し
- ⑭ 造船分野技能実習の受入実績を証する書類
- 造船分野技能実習の受入実績を証する書類として、以下のア、イの書類からそれぞれ1点ずつを提出してください。
- なお、これまで受け入れた全ての技能実習生の書類を提出する必要はありません。実績の証明が可能な技能実習生1名の書類を提出してください。
- ア 受け入れた技能実習2号の技能実習生の「氏名」、「在留期間」、「職種」、「実習実施機関名」が確認できる書類から1点
- (ア) 雇用契約書及び雇用条件書
- (イ) 技能実習生派遣契約書
- (ウ) 派遣状

- イ 受け入れた技能実習 2 号の技能実習生が 2 年間に在籍したことを証する書類から 1 点
 - (ア) 帰国報告書
 - (イ) 技能実習実施期間中の報酬の支払い状況が分かる資料(賃金台帳、給与明細の写し等)

5 認定要件

適正監理計画の認定に係る要件は、告示第 5 の 2 に定めるとおりですが、主な認定要件についての留意事項は以下のとおりです。

(1) 受入造船企業となろうとする者の要件

- ① 造船法第 6 条第 1 項第 1 号若しくは同項第 2 号の届出を行っていること若しくは小型船造船業法第 4 条の登録を受けていること又はこれらの届け出若しくは登録を受けている者からの委託を現に受けて船体の一部の製造又は修繕を行っているものであること
- ② 過去 5 年間に造船法違反又は小型船造船業法違反により罰金以上の刑に処されたことがないこと。
- ③ 過去 5 年間に造船法第 7 条に規定する国土交通大臣による業務に関する勧告等を受けた者については当該勧告等に対して必要な改善措置が講じられていること。
- ④ 過去 5 年間に小型船造船業法第 17 条第 1 項(同項第 2 号については同法第 7 条第 1 項第 1 号及び第 4 号の規定に係る部分に限る。)に規定する国土交通大臣による事業の停止命令又は登録の取消しを受けていないこと。
- ⑤ 過去 5 年間に労働基準関係法令違反により罰金以上の刑に処せられたことがないこと

受入造船企業となろうとする者又はその経営者、管理者、管理指導員若しくは生活指導員が過去 5 年間に労働基準関係法令違反により罰金以上の刑に処せられたことがないことが必要です。

また、過去 5 年間とは、刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過していることを指します。

なお、具体的には、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等の違反により罰金以上の刑に処せられたことがある場合が該当します。

- ⑥ 労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していること

外国人造船就労者の受入れに当たっては、受入造船企業が労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していることが必要です。

ア 労働関係法令の遵守

受入造船企業が責任を持って適正な造船特定活動を雇用契約に基づいて実施するに当たっては、労働関係法令を遵守することが特に必要です(注 1)。労働関係法令に違反した場合は処罰の対象となることがあり、また後述の労働関係法令違反に係る不正行為となります。

(注 1) 賃金台帳の調製、強制貯金の禁止、休業手当、賃金の支払、最

低賃金、割増賃金、労働時間、休憩、休日の確保、年次有給休暇の付与、法令の周知、寄宿舍、安全衛生教育、就業制限業務に係る免許等、健康診断その他の労働関係法令の規定の遵守を徹底することが必要です。

また、労働基準法により受入造船企業は、雇用契約の締結に際し、外国人造船就労者に対して労働条件を明示する義務があり、特に賃金、労働時間等については書面を交付しなければなりません。この場合、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（平成 19 年厚生労働省告示第 276 号）に基づき、雇用契約書等を日本語に加えて母国語によっても作成する等して、雇用契約の内容が外国人造船就労者に十分に理解できるようにしなければなりません。

さらに、外国人造船就労者について労働時間管理を行う必要がありますが、特に、時間外労働や休日労働を行わせる場合には、労働基準法に定める割増賃金の支払だけではなく労使協定（36 協定）の締結・届出（注 2）が必要です。

（注 2）労働基準法第 36 条第 3 項において、36 協定の内容は厚生労働大臣の定める基準（時間外労働の限度に関する基準（平成 10 年労働省告示第 154 号））に適合しなければならないこととされており、同告示においては、一定期間についての時間外労働の限度時間が定められています。

イ 社会保険関係法令の遵守

受入造船企業は、社会保険関係法令（労働保険関係法令を含む）を遵守し、災害防止・健康確保対策を推進する必要があります。

そのため、受入造船企業は外国人造船就労者について、万一の労働災害・通勤途上災害に備えて労災保険に、日常生活でのケガや病気、障害補償や遺族補償に備えて健康保険や厚生年金保険等社会保険にそれぞれ加入させなければなりません。

また、外国人就労者に対して、労働条件を明示するに当たっては、社会保険への加入等についても十分説明する必要があります。

⑦ 造船特定活動に係る国土交通省その他の監督官庁が実施する賃金水準等の調査に協力すること

調査に協力することの具体的な内容については、ガイドライン第 9 章の 1（5）において記載しています。

⑧ 告示第 6 の 4 の報告を求められたときは、誠実にこれに対応するとともに、元請企業の指導に従うこと

受入造船企業は、国土交通省が別に定めるところにより、元請企業から報告を求められたときは、誠実にこれに対応するとともに、元請企業の指導に従わなければなりません。

⑨ 過去 5 年間に 2 年以上造船分野技能実習を実施した実績があること

留意する事項については、ガイドライン第 5 章の 4（1）と同様です。

⑩ 過去 5 年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがな

いこと

過去5年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないことを要件として求めています。

外国人造船就労者受入事業における受入企業を優良な者に限定する趣旨に鑑み、本要件においては、受入造船企業となろうとする団体としてはもちろん、企業の経営者、管理者、管理指導員又は生活指導員についても、外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないことが求められます。

また、受入造船企業になろうとする団体の経営者又は管理者が、他の受入造船企業等の経営者、役員又は管理者となっている場合においても、当該役員又は管理者が、過去5年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行っていないことも求められます。

なお、在留資格「技能実習」又は「研修」に係る不正行為については、当該不正行為が技能実習又は研修の適正な実施を妨げるものであったか否かを問わず、地方入国管理局から不正行為を行ったと認められる旨の通知文書を受けている場合は、外国人の受入れ又は就労に係る不正行為に該当します。

- ⑩ 技能実習第1号イの項の下欄第21号イからニまでに掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。

受入造船企業（経営者、管理者、管理指導員、生活指導員個人を含む。）が不法就労助長罪等（入管法第73条の2から第74条の8までの罪）や賃金等支払義務等（労働基準法第24条、同第37条、最低賃金法第4条第1項等）に対する違反により刑に処せられたことがある場合には、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過するまでは、適正監理計画の認定を受けることができません。

- ⑪ 過去5年間に当該機関の事業活動に関し、技能実習第1号イの項下欄第21号の2に規定する行為を行ったことがないこと。

受入造船企業又はその経営者、管理者、管理指導員若しくは生活指導員が過去5年間に当該機関の事業活動に関し、不正に外国人に係る在留資格認定証明書の交付、上陸許可、在留資格変更許可等を受けさせる目的等で偽変造文書等の行使又は提供をしたことがある場合には、適正監理計画の認定を受けることができません。

- ⑫ 受け入れる外国人造船就労者に従事させる業務に従事する相当数の労働者を過去3年以内に非自発的に離職させていないこと

外国人造船就労者受入事業が、国内人材の確保に最大限努めることを基本とした上で、外国人材の受入れを行うものであることに鑑み、外国人造船就労者を受け入れる目的で、現に就労している国内の労働者を非自発的に離職（解雇等）させるようなことはあってはいけません。

本要件に基づき、受入造船企業が一つの事業所において、受け入れる外国人造船就労者に従事させる業務に従事する者について、過去3年以内に、1月以内の期間に30人以上の非自発的離職者を発生させている場合は適正監理計画の認定を受けることができません。

(2) 受入人数

外国人造船就労者を受け入れる人数については、受入造船企業となろうとする者の常勤の職員の総数を超えてはいけません。

なお、常勤の職員の総数には、当該受入造船企業となろうとする者が受け入れている技能実習生及び外国人造船就労者の数は含みませんので留意する必要があります。

(3) 在留期間

従事させる期間については、ガイドライン第4章の2の外国人造船就労者が在留可能な期間の範囲内において設定する必要があります。

(4) 報酬予定額

報酬予定額については、告示第5の2(4)において「同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること」を要件としています。

外国人造船就労者は、日本に概ね3年間在留し技能実習を修了した者であることから、従事する活動について、概ね3年間の経験を有する「経験者」として扱う必要があります。

このため、報酬予定額を決める際には、技能実習生を上回ることはもちろんのこと、実際に3年間の経験を積んだ日本人の技能者に支払っている報酬と比較し、適切に報酬予定額を設定する必要があります。

また、適正監理計画の認定申請においては、「報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であることを証する書類」として、技能実習生に支払っている報酬額や3年程度の経験を積んだ日本人の技能者に支払っている報酬額等について添付し、要件を満たしていることについて説明する必要があります（報酬予定額については、月額で記載します）。

なお、受入造船企業に比較対象となる日本人の労働者がいない場合においても、例えば受入造船企業の就業規程に基づき、3年程度の経験を積んだ者に支払われるべき報酬の額を提示することや、経験年数が異なる他の労働者の報酬から類推して、根拠を提示する等、適切な報酬予定額の設定がされていることにつき、必ず客観的に合理的理由を説明する必要があります。

(5) 保証金、違約金

ガイドライン第5章の4(8)と同様です。

6 適正監理計画の変更

適正監理計画の記載事項に変更がある場合は、国土交通大臣に対して適正監理計画の変更申請を行う必要があります。

変更の申請については、様式第2-1号の様式を使用し、変更箇所が分かるように記載してください。

変更を行わず造船特定活動を継続した場合、告示第13の2により適正監理計画の認定が取り消される可能性がありますので、留意してください。

第7章 企業単独型適正監理計画の認定

1 概要

企業単独型受入造船企業になろうとする者は、外国人造船就労者を受け入れる前に、告示第5の3に基づき、企業単独型適正監理計画を策定し、企業単独型受入造船企業になろうとする者ごとに国土交通大臣に企業単独型適正監理計画の認定の申請を行う必要があります。

2 申請先

企業単独型適正監理計画の認定に係る申請は国土交通大臣に対して行うものですが、提出先は、原則として、申請者である企業単独型受入造船企業となろうとする者の主たる事業所の所在地、若しくは企業単独型受入造船企業となろうとする者が外国人造船就労者を受け入れる予定の主たる事業所の所在地を管轄する地方運輸局（運輸監理部を含む。）、運輸支局又は海事事務所となります。提出先の住所等については、別紙のとおりです。

3 企業単独型適正監理計画の記載事項

企業単独型適正監理計画の記載事項については、以下のとおりです。

(1) 企業単独型受入造船企業になろうとする者に関する事項

(2) 受け入れる外国人造船就労者に関する次に掲げる事項

① 修了した造船分野技能実習の職種及び作業の名称

どの職種及び作業の造船分野技能実習を修了した者を受け入れようとしているかを記載します。

② 人数

企業単独型受入造船企業になろうとする者が、企業単独型造船特定活動を実施する期間中に受け入れる外国人造船就労者の数を記載します。記載する人数については、計画策定時点において、必ず確定しているものではないため、一定の（例：5人～10人など）幅を持った表現として構いませんが、以下のア、イに留意して記載する必要があります。

ア 今後の事業の見通しを踏まえた上で記載すること

今後の事業の見通しを踏まえた人員確保計画を立て、ある程度実態に即した表現とする必要があります。例えば、常勤の職員が50名の企業が人員確保の予測をせず、単に「50名以内」としてはいけません。

また、人数については企業単独型受入造船企業になろうとする者の常勤の職員数を超えてはならず、常勤の職員数とは、技能実習生を含みません。

イ 受け入れる外国人造船就労者についてある程度具体的に決めておくこと

外国人造船就労者として従事させる者については、通常の場合、企業単独型受入造船企業になろうとする者の下で、現に技能実習生として従事し

ている者又は過去に技能実習生として従事した者であると考えられます。
このため、これらの技能実習修了（見込）者に対して、事前に意向を確認し、外国人造船就労者として従事させる者についてある程度具体的に決めておく必要があります。

③就労させる場所

就労させる場所については、複数の工場を持つ造船所もあることから、都道府県、地方ブロック単位で記載することも可能ですが、これまでの建造の実績等からできる限り外国人造船就労者が就労する可能性のある事業所を全て正確に記載するようにしてください。

④従事させる業務の内容

従事させる業務の内容について記載します。従事させる業務については、原則として「①修了した造船分野技能実習の職種及び作業の名称」において記載した職種・作業と同一の業務である必要があります。

なお、修了した職種・作業と同一の業務に加え、建造の工程において分離することができない等の理由により、修了した職種・作業と異なる業務にも従事させる場合は、併せてその旨について記載する必要があります。

その場合は、外国人造船就労者を当該業務に就かせなければならない理由や安全衛生管理の方法について併せて記載しなければなりません。

⑤従事させる期間

従事させる期間については、ガイドライン第4章の2の外国人造船就労者が在留可能な期間の範囲内において設定する必要があります。

⑥報酬予定額

外国人造船就労者に支払う報酬の予定額について記載します。外国人造船就労者に従事させる業務について、「とび」及び「配管」など、複数の職種がある場合は、職種毎に報酬予定額を記載してください。

報酬予定額については、告示第5の4(4)において「同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること」を要件としています。要件の考え方については、5(4)において後述します。

⑦技能の向上を図るための方策

外国人造船就労者は技能実習を修了した者であることから、企業単独型造船特定活動が終了し帰国した後は、技能実習の目的である、我が国で開発され培われた技能等の開発途上国等への移転を図るために活動することが予定されています。

このことから、就労目的で従事する企業単独型造船特定活動の期間中においても、外国人造船就労者が技能実習において修得した技能の更なる向上を図ることができるよう配慮する必要があります。

このため、企業単独型適正監理計画においても、例えば新たな資格を取得させることや技能実習修了時の到達目標である技能検定随時3級を取得していない場合は当該資格を取得させること等、技能の維持、向上を図るための方策を記載してください。

(3)外国人造船就労者の適正な監理を実施するための計画等に関する事項

外国人造船就労者の就労期間全体を通じて適正な監理の確保ができるよう

にするための事項について記載します。

具体的には、外国人造船就労者の受入れから帰国までの想定スケジュール、企業単独型受入造船企業になろうとする者の監理、連絡体制図等について記載することが必要です。

特に、告示に規定する企業単独型受入造船企業から適正監理推進協議会への各種報告等について、怠ることがないように、連絡、相談体制についてはしっかりと定めておく必要があります。

また、外国人造船就労者に係る安全衛生管理の方法についても、本項に記載します。作業現場における安全衛生確保の方法や安全衛生教育の実施等について具体的に記載します。

なお、安全衛生管理の方法については、外国人造船就労者の受入れに際し安全衛生が確実に担保されるよう、単に安全衛生教育を実施することだけではなく、当該安全衛生教育等の内容について、外国人造船就労者が理解していることの確認方法（例：講習後、標識の内容や専門用語について確認する等）についても併せて記載してください。

(4) 外国人造船就労者の就労状況の確認に関する事項

企業単独型受入造船企業は、告示第7の1(2)において定期的に外国人造船就労者の監理及び就労状況の確認を行う必要があります。確認の考え方、目安等についてはガイドライン第10章の1(2)において後述しますので、ガイドライン第10章の1(2)の考え方に沿って確認に関する事項を記載してください。

(5) 在留中の住居の確保に関する事項

外国人造船就労者が在留中に宿泊する住居については、企業単独型受入造船企業が確保しなければいけません。

また、宿舍費について外国人造船就労者から徴収する場合、以下の点に留意する必要があります。

- ① 宿舍費の額は、近隣の同等程度のアパート等の相場を超えてはいけません。
- ② 宿舍費の額、内訳及び計算方法について外国人造船就労者本人に十分説明し理解を得ることが必要です。
- ③ 一戸の住宅を複数の外国人造船就労者に貸与している場合の一人当たりの宿舍費の額は、所定の賃貸料を人数で除した額を超えてはいけません。
- ④ 外国人造船就労者への宿舍貸与に当たっては、備品故障時の修理費用負担、退去時の原状回復費用負担など、帰国までに発生が見込まれる各種経費に関する負担割合について、事前に取り決めておく必要があります。
- ⑤ 電気・ガス・水道等諸経費についても外国人造船就労者が使用した実費を超えてはいけません。

(6) 長期休暇の取得に関する事項

特に外国人造船就労者が技能実習に引き続いて企業単独型造船特定活動に従事する場合は、合計5年間、国内に在留することとなります。

このため、企業単独型受入造船企業は、外国人造船就労者本人が希望した場合、一時帰国することができるよう、長期休暇の取得について、企業単独型適正監理計画に盛り込む必要があります。

具体的には、外国人造船就労者の母国と日本における交通事情等を考慮し、一時帰国が可能な程度の休暇の取得等について、(3)において作成するスケジュール等に盛りこんでおく必要があります。

(7) 管理指導員及び生活指導員の任命に関する事項

① 管理指導員

企業単独型受入造船企業は、受け入れる外国人造船就労者の人数や職種に応じて、適切に管理指導員を配置しなければなりません。

例えば、技能実習指導員として多くの技能実習生を指導している場合において、余裕がないにもかかわらず、追加で外国人造船就労者の管理指導員を行うようなことは避ける必要があります。

また、管理指導員は、外国人造船就労者が従事する技能等について十分に指導できるようにするため、当該技能について5年以上の経験を持つことが必要です。

そのため、企業単独型適正監理計画においては、配置する管理指導員の経歴、実務経験及び指導を予定している外国人造船就労者の数等（管理指導員として任命する者が技能実習指導員を兼務する場合には、指導を行っている技能実習生の数についても併せて記載すること）について記載してください。

あわせて、管理指導員及び生活指導員の配置人数が、当該企業単独型受入造船企業において適切であるとする根拠を添付する必要があります。

また、告示第9の11に規定する企業単独型受入造船企業における企業単独型適正監理計画の実施状況等の確認（以下「実施状況確認」という。）につき、確認を実施する者（以下、「確認実施者」という。）は、当該実施状況確認の際には、企業単独型適正監理計画に記載された経験年数を有する管理指導員が、実際に指導に当たっているかを確認する必要があります。また、管理指導員が指導を行う際に、安全衛生管理上の留意点等のノウハウを踏まえた上で指導を行っているか確認することも必要です。

なお、管理指導員について、技能実習制度における技能実習指導員と兼務することは差し支えありませんが、上述のとおり受け入れている技能実習生及び外国人造船就労者の人数を考慮し、適切な数の管理指導員を配置する必要があります。

② 生活指導員

企業単独型受入造船企業は、外国人造船就労者の生活指導を行う生活指導員を配置しなければなりません。

企業単独型適正監理計画には、配置する生活指導員の経歴及び指導を予定している外国人造船就労者の数（生活指導員として任命する者が技能実習の生活指導員を兼務する場合には、指導を行っている技能実習生の数についても併せて記載すること）等について記載してください。

生活指導員は、外国人造船就労者の我が国における生活上の留意点について指導するだけでなく、外国人造船就労者の生活状況を把握したり、外国

人造船就労者の相談に乗ったりするなどして、問題の発生を未然に防止するよう努めなければならない、その役割は重要です。

なお、生活指導員について、技能実習制度における生活指導員と兼務することは差し支えありませんが、受け入れている技能実習生及び外国人造船就労者の人数を考慮し、適切な数の生活指導員を配置する必要があります。

(8) 報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項

報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項として、企業単独型受入造船企業の売上高、経常損益等を記載するほか損益計算書等の写しを添付します。

(9) 外国人造船就労者との面談及び外国人造船就労者からの生活、労働等(転職を含む。)に係る相談への対応(苦情処理を含む。)並びに確認の実施に関する事項

外国人造船就労者からの相談へ対応する企業単独型受入造船企業の相談員、相談体制、相談時間等について記載します。

なお、外国人造船就労者からの相談は勤務時間外になされるケースが大半と考えられるので、休日や夜間の相談にも対応できるようにすることが望まれるほか、母国語での相談に対応することが望まれます。

あわせて、実施状況確認の体制等についても記載します。

(10) 外国人造船就労者の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項

帰国旅費の確保の方法や負担する者、負担条件等について記載します。

(11) 就労の継続が不可能となった場合の措置に関する事項

企業単独型受入造船企業の倒産や不正行為、外国人造船就労者の失踪、企業単独型受入造船企業と外国人造船就労者との間の諸問題などにより、企業単独型造船特定活動が継続できなくなった場合の措置(対応方法等)について記載します。

(12) 外国の送出し機関に関する事項

外国の送出し機関の概要等について記載して下さい。

なお、外国人造船就労者から保証金を徴収していたり、雇用契約の不履行に係る違約金を定めるなど不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結している送出し機関からの外国人造船就労者の受入れは認められません(ガイドライン第10章の1(1)参照)。

また、本事業に関し、送出し機関が果たすべき主な役割は以下のとおりであり、以下の役割を果たすことができる機関を選定する必要があります。

ア 本事業の目的・仕組み等について十分理解していること。

イ 外国人造船就労者になろうとする者に対して本事業の目的・仕組み等について十分説明し、適切な候補者の選抜ができること。

ウ 外国人造船就労者となろうとする者と企業単独型受入造船企業双方の希望、条件等について最良のマッチングを図ることができるよう努めること。

エ 外国人造船就労者の事故、失踪等があった場合に、解決に向けて協力すること。また、外国人造船就労者と母国の留守家族とのコミュニケーションについても配慮すること。

オ アからエの役割を果たすための体制の整備、人員の確保がなされていること。

(13) 国土交通省による監査や指示等に対する対応に関する事項

告示第9の15、17から19では、国土交通省の監査、国土交通大臣が外国人造船就労者の受入れに関する是正が必要と認めた場合における国土交通大臣による報告の要求及び必要な措置、国土交通大臣による立入検査、国土交通大臣による外国人造船就労者の受入れの停止その他必要な指示について規定されています。

告示で定める国土交通省の監査や立入検査等は、適切な外国人造船就労者受入事業の実施の観点から実施するものであり、これらの監査等に円滑に対応していただくため、監査等の対応を予定する者をあらかじめ定めておくことが必要です。

4 提出書類

- ① 企業単独型適正監理計画認定申請書（様式第2-2号）
- ② 企業単独型適正監理計画（様式第2-2号（別紙1））
- ③ 企業単独型受入造船企業になろうとする者の登記事項証明書
- ④ 企業単独型受入造船企業になろうとする者の損益計算書、貸借対照表の写し
- ⑤ 常勤の職員の数を明らかにする文書（常勤の職員の社会保険の加入状況が分かる資料を添付すること）
- ⑥ 企業単独型受入造船企業となろうとする者（及び送出し機関）が、外国人造船就労者と締結することを予定している雇用契約書及び雇用条件書の写し
- ⑦ 企業単独型受入造船企業が受け入れている技能実習生の名簿（様式第2-2号（別紙2））
- ⑧ 送出し機関の概要を明らかにする資料（送出し機関のパンフレット、送出し機関が登記・登録されていることを示す公的な資料、送出し機関と企業単独型受入造船企業の関係を示す書類（注）等）

（注）「送出し機関と企業単独型受入造船企業の関係を示す書類」とは、外国の送出し機関が企業単独型受入造船企業の海外の事業所又は子会社の場合には、出資率及び出資額が明示された日本の財務大臣あて対外直接投資に係る外貨証券取得に関する届出書の写し、送出し機

関が企業単独型受入造船企業と取引関係のある企業の場合には、信用状及び船荷証券（航空貨物運送状を含む）の写しなどが想定されます。

⑨企業単独型受入造船企業が造船事業に従事していることを明らかにする以下のいずれかの文書（造船法第6条第1項第1号若しくは第2号の届け出を行っている事業者又は小型船造船業法第4条の登録を受けている事業者からの委託を現に受けて船体の一部の製造又は修繕を行っている事業者に限る。）

ア 造船法の届け出又は小型船造船業法の登録を受けている企業との間の、船体の一部の製造等に係る請負契約書の写し（数次の請負契約により、船体の一部の製造等を行っている場合にあっては、造船法の届け出又は小型船造船業法の登録を受けている企業との繋がりが分かることが必要です。）

イ 造船法の届出又は小型船造船業法の登録を受けている企業との間の、船体の一部の売買契約書の写し（数次の契約により、船体の一部の製造等を行っている場合にあっては、造船法の届け出又は小型船造船業法の登録を受けている企業との繋がりが分かることが必要です。）

ウ 造船法の届け出又は小型船造船業法の登録を受けている企業との間の、造船特定活動に係る役務の提供に係る包括的な契約書の写し。

⑩ 報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同額以上であることを証する書類

⑪ 確認実施者、管理指導員及び生活指導員の経歴書（管理指導員については実務経験を併せて記載すること）

⑫ 造船分野技能実習の受入実績を証する書類

造船分野技能実習の受入実績を証する書類として、以下のア、イの書類からそれぞれ1点ずつを提出してください。

なお、これまで受け入れた全ての技能実習生の書類を提出する必要はありません。実績の証明が可能な技能実習生1名の書類を提出してください。

ア 受け入れた技能実習2号の技能実習生の「氏名」、「在留期間」、「職種」、「実習実施機関名」が確認できる書類から1点

（ア） 雇用契約書及び雇用条件書

（イ） 技能実習生派遣契約書

（ウ） 派遣状

イ 受け入れた技能実習2号の技能実習生が2年間在籍したことを証する書類から1点

（ア） 帰国報告書

(イ) 技能実習実施期間中の報酬の支払い状況が分かる資料(賃金台帳、給与明細の写し等)

⑬ 労働災害を防止するための措置が講じられていることを証する以下の書類

ア 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第24条の2の規定に基づく「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」(厚生労働省告示第53号)及び「造船業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」(基発第0801010号、平成18年8月1日)において、元方事業者が実施することが望ましいとされている事項が実施されていることを確認することが出来る書類、又は「OHSAS18000シリーズ」や「JACO OSHMS規格」などの安全衛生マネジメントシステムに係る第三者による認証書類及び安全衛生計画等の労働災害を防止する具体的措置に係る書類

イ 労働災害の発生率が、当該事業場の属する業種における平均的な労働災害の発生率を下回っていること(注1)を証する書面

ウ 企業単独型適正監理計画の申請の日前1年間に労働者が死亡する労働災害その他の重大な労働災害(注2)が発生している場合には、原因の究明と必要な再発防止措置が取られていることを証する書面

注1：労働安全衛生法第88条において規定されている建築物等の移転や変更等に係る労働基準監督署長への届出を不要とする要件の一つとして「労働災害の発生率が、当該事業場の属する業種における平均的な労働災害の発生率を下回っていること」とされており、「労働安全衛生法等の一部を改正する法律(労働安全衛生法関係)等の施行について」(基発第0224003号、平成18年2月24日)において、当該要件は、「申請の日前1年間に通知された労災保険のメリット収支率が75%以下である場合」とされています。これを踏襲し、労災保険のメリット収支率(後述)が75%以下であることを証する書面を提出していただく必要があります。

注2：「その他の重大な労働災害」とは、一度に3人以上の労働者に4日以上以上の休業又は労働基準法施行規則別表第2の身体障害等級表に掲げる身体障害を伴った労働災害、又は爆発、火災、破裂、有害物の大量漏洩等による労働災害であって、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第60条等の規定に基づく避難勧告又は避難指示を伴ったもの、を指します。

5 認定要件

企業単独型適正監理計画の認定に係る要件は、告示第5の4に定めるとおりですが、主な認定要件についての留意事項は以下のとおりです。

(1) 企業単独型受入造船企業となろうとする者の要件

- ①造船法第6条第1項第1号若しくは同項第2号の届け出を行っていること若しくは小型船造船業法第4条の登録を受けていること又はこれらの届け出若しくは登録を受けている者からの委託を現に受けて船体の一部の製造又は修繕を行っているものであること
- ②過去5年間に造船法違反又は小型船造船業法違反により罰金以上の刑に処されたことがないこと。
- ③過去5年間に造船法第7条に規定する国土交通大臣による業務に関する勧告等を受けた者については当該勧告等に対して必要な改善措置が講じられていること。
- ④過去5年間に小型船造船業法第17条第1項（同項第2号については同法第7条第1項第1号及び第4号の規定に係る部分に限る。）に規定する国土交通大臣による事業の停止命令又は登録の取消しを受けていないこと。
- ⑤過去5年間に企業単独型受入造船企業が雇用する労働者に対する労働基準関係法令違反により罰金以上の刑に処せられたことがないこと

企業単独型受入造船企業となろうとする者又はその経営者、管理者、監理指導員若しくは生活指導員等が、過去5年以内に企業単独型受入造船企業が雇用する労働者に対する労働基準関係法令違反により罰金以上の刑に処せられたことがないことが必要です。

また、過去5年間とは、刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していることを指します。

なお、労働基準関係法令には、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等が該当します。

- ⑥労働安全衛生法等関係法令において講ずべきとされている労働災害防止のための最低基準を上回る労働災害を防止するための措置が講じられていること。

厚生労働省が策定している「造船業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」（基発第0801010号、平成18年8月1日）において、元方事業者及び関係請負人のそれぞれが法令に基づいて実施しなければならない事項及び実施することが望ましい事項が規定されています。

また、労働安全衛生規則第24条の2の規定により、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（厚生労働省告示第53号）が公表されています。法令が要求する労働者の安全衛生の確保に関する事項は当然に実施することが必要となりますが、労働安全衛生法の元方事業者である元請け造船企業においては、下請け事業者の労働者を含めた労働者の安全衛生の確保に取り組むことが必要です。そのため、労働災害防止のための最低基準を上回る労働災害を防止するための措置として、以下の何れかの措置を講じていることが求められます。

- ア 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 24 条の 2 の規定に基づく「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（厚生労働省告示第 5 3 号）及び「造船業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」（基発第 0801010 号、平成 18 年 8 月 1 日）において、元方事業者が実施することが望ましいとされている事項が実施されていること。
- イ 安全衛生計画等の労働災害を防止する具体的措置が定められており、「OHSAS18000 シリーズ」や「JACO OSHMS 規格」などの安全衛生マネジメントシステムに係る第 3 者による認証を受けていること。

さらに、法規制及び自主的な取組により、労働者保護のために十分な措置が長期的に講じられていることを客観かつ外形的に担保する観点から、「労働災害の発生率が、当該事業場の属する業種における平均的な労働災害の発生率を下回っていること」が必要となります。

「労働安全衛生法等の一部を改正する法律（労働安全衛生法関係）等の施行について」（基発第 0224003 号、平成 18 年 2 月 24 日）では、「労働災害の発生率が、当該事業場の属する業種における平均的な労働災害の発生率を下回っていること」とは、「申請の日前 1 年間に通知された労災保険のメリット収支率が 7 5 % 以下である場合をいう」とされていることから、これを踏襲して、メリット収支率が 7 5 % 以下であることが必要となります。

加えて、メリット収支率により事業者の重大災害を含めた災害を予防する努力と実績を長期的かつ総合的に判断することは可能であるものの、労働者保護の観点から、直近（企業単独型適正監理計画の申請の日前 1 年間）で発生した労働者が死亡する労働災害その他の重大な労働災害が発生している場合には、原因の究明と必要な再発防止措置が取られていることが必要となります。

⑦労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していること

外国人造船就労者の受入れに当たっては、企業単独型受入造船企業が労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していることが必要です。

ア 労働関係法令の遵守

企業単独型受入造船企業が責任を持って適正な企業単独型造船特定活動を雇用契約に基づいて実施するに当たっては、労働関係法令を遵守することが特に必要です（注 1）。労働関係法令に違反した場合は処罰の対象となることがあり、また後述の労働関係法令違反に係る不正行為となります。

（注 1）賃金台帳の調製、強制貯金の禁止、休業手当、賃金の支払、最低賃金、割増賃金、労働時間、休憩、休日の確保、年次有給休暇の付与、法令の周知、寄宿舎、安全衛生教育、就業制限業務に係る免許等、健康診断その他の労働関係法令の規定の遵守を徹底することが必要です。

また、労働基準法により企業単独型受入造船企業は、雇用契約の締結に際し、外国人造船就労者に対して労働条件を明示する義務があり、特に賃金、労働時間等については書面を交付しなければなりません。この場合、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（平成19年厚生労働省告示第276号）に基づき、雇用契約書等を日本語に加えて母国語によっても作成する等して、雇用契約の内容が外国人造船就労者に十分に理解できるようにしなければなりません。

さらに、外国人造船就労者について労働時間管理を行う必要がありますが、特に、時間外労働や休日労働を行わせる場合には、労働基準法に定める割増賃金の支払だけでなく労使協定（36協定）の締結・届出（注2）が必要です。

（注2）労働基準法第36条第3項において、36協定の内容は厚生労働大臣の定める基準（時間外労働の限度に関する基準（平成10年労働省告示第154号））に適合しなければならないこととされており、同告示においては、一定期間についての時間外労働の限度時間が定められています。

イ 社会保険関係法令の遵守

企業単独型受入造船企業は、社会保険関係法令（労働保険関係法令を含む）を遵守し、災害防止・健康確保対策を推進する必要があります。

そのため、企業単独型受入造船企業は外国人造船就労者について、万一の労働災害・通勤途上災害に備えて労災保険に、日常生活でのケガや病気、障害補償や遺族補償に備えて健康保険や厚生年金保険等社会保険にそれぞれ加入させなければなりません。

また、外国人就労者に対して、労働条件を明示するに当たっては、社会保険への加入等についても十分説明する必要があります。

⑧企業単独型造船特定活動に係る国土交通省その他の監督官庁が実施する賃金水準等の調査に協力すること

調査に協力することの具体的な内容については、ガイドライン第10章の1(4)において記載しています。

⑨告示第7の4の報告を求められたときは、誠実にこれに対応するとともに、元請企業の指導に従うこと

企業単独型受入造船企業は、国土交通省が別に定めるところにより、元請企業から報告を求められたときは、誠実にこれに対応するとともに、元請企業の指導に従わなければなりません。

⑩過去5年間に2年以上造船分野技能実習を実施した実績があること

留意する事項については、ガイドライン第5章の4(1)と同様です。

⑪過去5年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないこと

過去5年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないことを要件として求めています。

外国人造船就労者受入事業における企業単独型受入企業を優良な者に限

定する趣旨に鑑み、本要件においては、企業単独型受入造船企業となろうとする団体としてはもちろん、企業の経営者、管理者、管理指導員又は生活指導員についても、外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないことが求められます。

また、企業単独型受入造船企業になろうとする団体の経営者又は管理者が、他の企業単独型受入造船企業等の経営者、役員又は管理者となっている場合においても、当該役員又は管理者が、過去5年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行っていないことも求められます。

なお、在留資格「技能実習」又は「研修」に係る不正行為については、当該不正行為が技能実習又は研修の適正な実施を妨げるものであったか否かを問わず、地方入国管理局から不正行為を行ったと認められる旨の通知文書を受けている場合は、外国人の受入れ又は就労に係る不正行為に該当します。ただし、⑤及び⑥を踏まえ、技能実習第1号イの項の下欄第18号の表の上欄カ又は基準省令の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号ロに掲げる活動の項の下欄第16号の表の上欄ヨに係る不正行為であって、企業単独型受入造船企業が雇用する労働者以外に対する労働基準関係法令違反に係るものについては、当該不正行為が技能実習の適正な実施を妨げるものではなく、再発防止に必要な改善措置が講じられている場合には、この限りではありません。

- ⑫技能実習第1号イの項の下欄第21号イからニまでに掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。

企業単独型受入造船企業（経営者、管理者、管理指導員、生活指導員個人を含む。）が不法就労助長罪等（入管法第73条の2から第74条の8までの罪）や賃金等支払義務等（労働基準法第24条、同第37条、最低賃金法第4条第1項等）に対する違反により刑に処せられたことがある場合には、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過するまでは、企業単独型適正監理計画の認定を受けることができません。

- ⑬過去5年間に当該機関の事業活動に関し、技能実習第1号イの項下欄第21号の2に規定する行為を行ったことがないこと。

企業単独型受入造船企業又はその経営者、管理者、管理指導員若しくは生活指導員が過去5年間に当該機関の事業活動に関し、不正に外国人に係る在留資格認定証明書の交付、上陸許可、在留資格変更許可等を受けさせる目的等で偽変造文書等の行使又は提供をしたことがある場合には、企業単独型適正監理計画の認定を受けることができません。

- ⑭受け入れる外国人造船就労者に従事させる業務に従事する相当数の労働者を過去3年以内に非自発的に離職させていないこと

外国人造船就労者受入事業が、国内人材の確保に最大限努めることを基本とした上で、外国人材の受入れを行うものであることに鑑み、外国人造船就労者を受け入れる目的で、現に就労している国内の労働者を非自発的に離職（解雇等）させるようなことはあってはいけません。

本要件に基づき、企業単独型受入造船企業が一つの事業所において、受け入れる外国人造船就労者に従事させる業務に従事する者について、過去3年以内に、1月以内の期間に30人以上の非自発的離職者を発生させている場合は企業単独型適正監理計画の認定を受けることができません。

(2) 受入人数

外国人造船就労者を受け入れる人数については、企業単独型受入造船企業となろうとする者の常勤の職員の総数を超えてはいけません。

なお、常勤の職員の総数には、当該企業単独型受入造船企業となろうとする者が受け入れている技能実習生及び外国人造船就労者の数は含みませんので留意する必要があります。

(3) 在留期間

従事させる期間については、ガイドライン第4章の2の外国人造船就労者が在留可能な期間の範囲内において設定する必要があります。

(4) 報酬予定額

報酬予定額については、告示第5の4(4)において「同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること」を要件としています。

外国人造船就労者は、日本に概ね3年間在留し技能実習を修了した者であることから、従事する活動について、概ね3年間の経験を有する「経験者」として扱う必要があります。

このため、報酬予定額を決める際には、技能実習生を上回ることはもちろんのこと、実際に3年間の経験を積んだ日本人の技能者に支払っている報酬と比較し、適切に報酬予定額を設定する必要があります。

また、企業単独型適正監理計画の認定申請においては、「報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であることを証する書類」として、技能実習生に支払っている報酬額や3年程度の経験を積んだ日本人の技能者に支払っている報酬額等について添付し、要件を満たしていることについて説明する必要があります(報酬予定額については、月額で記載します)。

なお、企業単独型受入造船企業に比較対象となる日本人の労働者がいない場合においても、例えば企業単独型受入造船企業の就業規程に基づき、3年程度の経験を積んだ者に支払われるべき報酬の額を提示することや、経験年数が異なる他の労働者の報酬から類推して、根拠を提示する等、適切な報酬予定額の設定がされていることにつき、必ず客観的に合理的理由を説明する必要があります。

(5) 保証金、違約金

技能実習制度において、失踪防止等を名目として、技能実習生本人から保証金等を徴収している送出し機関があります。

このような保証金の徴収等については技能実習制度において禁止されているところですが、外国人造船就労者受入事業においても、送出し機関が外国人造船就労者本人やその家族等から保証金を徴収するなどして金銭その他の財産を管理している場合には、その送出し機関からの外国人造船就労者の受入れは認められません。また、送出し機関が技能実習生の雇用契約の不履行に係る

違約金を定めるなど不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していた場合についても同様です。

さらに、送出し機関、企業単独型受入造船企業の間で相互に、外国人造船就労者の雇用契約の不履行に係る違約金を定めるなど不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していた場合についても同様です。

(注) 本規定は、現実には生じた損害について賠償を請求することを禁止する趣旨ではありません。

6 企業単独型適正監理計画の変更

企業単独型適正監理計画の記載事項に変更がある場合は、国土交通大臣に対して企業単独型適正監理計画の変更申請を行う必要があります。

変更の申請については、様式第2-2号の様式を使用し、変更箇所が分かるように記載してください。

変更を行わず企業単独型造船特定活動を継続した場合、告示第13の3により企業単独型適正監理計画の認定が取り消される可能性がありますので、留意してください。

第8章 外国人造船就労者の入国手続等

1 在留資格認定証明書交付申請

造船分野技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国していた外国人造船就労者を受け入れようとする特定監理団体等（注）は、在留資格認定証明書の交付申請の手続を行います。

なお、造船特定活動又は企業単独型造船特定活動を行うための在留資格「特定活動」の在留資格認定証明書交付申請は、平成27年2月1日から可能となる予定です。

また、造船特定活動又は企業単独型造船特定活動を行うための在留資格「特定活動」での入国は、平成27年4月以降となります。

（注）入管法施行規則の改正等により、特定監理団体の職員が在留資格認定証明書の交付申請等の手続を行うことが可能となる予定です。

（1）申請手続を行う者

- ・造船特定活動にあつては、特定監理団体又は受入造船企業の職員、申請取次者等
- ・企業単独型特定活動にあつては、企業単独型受入造船企業の職員、申請取次者等

（2）申請先

- ・造船特定活動にあつては、居住予定地又は特定監理団体若しくは受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局
- ・企業単独型特定活動にあつては、居住予定地又は企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局

（3）提出書類

- ①在留資格認定証明書交付申請書
- ②写真（縦4 cm ×横3 cm）
- ③返信用封筒（定形封筒に宛先を明記の上、送料分の切手（簡易書留用）を貼付したもの）
- ④告示第5の2又は4の認定を受けた適正監理計画認定証又は企業単独型適正監理計画認定証の写し
- ⑤雇用契約書の写し
- ⑥帰国後、本邦において技能実習で在留中に修得した技能等を要する業務に従事することを証する文書（復職予定証明書等）
- ⑦特定監理団体の概要を明らかにする資料（造船特定活動に限る。）
- ⑧受入造船企業又は企業単独型受入造船企業の概要を明らかにする資料
- ⑨申請人（外国人造船就労者となろうとする者）の履歴書

⑩申請者の身分を証する文書（パスポートの写し等）

⑪送出し機関と外国人造船就労者との間で締結された契約書等の写し（企業単独型造船特定活動の場合に限る。本国の所属機関が作成し、申請人に交付した出向命令書、転勤命令書・辞令など）

2 査証（ビザ）の取得と入国手続

日本の在外公館において、査証申請書、写真、旅券、在留資格認定証明書等を提示又は提出して査証を申請します。

査証取得後、日本の空港・海港において旅券、査証、在留資格認定証明書等を入国審査官に提示又は提出して上陸審査を受け、旅券に上陸許可の証印を受けるとともに在留カードの交付を受けます。

（注）上陸許可の証印とともに在留カードが交付されるのは、平成26年1月現在、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港及び関西国際空港に限定されています。その他の空港・海港については、住居地の届出を行った後に郵送により交付されます。

3 住居地の届出

入国後、住居地を定めた日から14日以内に、住居地の市区町村において、在留カードを提出（在留カードが後日交付となっている場合は旅券を提示）して住居地を届け出る必要があります。

なお、住居地を変更したときは、新住居地に移転した日から14日以内に、新住居地の市区町村において、在留カードを提出（在留カードが後日交付となっている場合は旅券を提示）して新住居地を届け出る必要があります。

4 在留期間更新許可申請

在留期間の更新を希望する場合は、在留期間更新許可申請の手続を行います。申請期間は、在留期間の満了する概ね3か月前から在留期間の満了する日までで、許可時に新たな在留カードが交付されます。

（1）申請手続を行う者

外国人造船就労者本人が行いますが、特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業の職員、申請取次者が行うこともできます。

（2）申請先

住居地を管轄する地方入国管理局

（3）提出書類

①在留期間更新許可申請書

②写真（縦4 cm ×横3 cm）

- ③旅券及び在留カード（提示）
- ④告示第5の2又は4の認定を受けた適正監理計画認定証又は企業単独型適正監理計画認定証の写し
- ⑤在籍証明書
- ⑥住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）
- ⑦申請者の身分を証する文書（申請取次者等が申請を提出する場合）

(4) 在留カードの受領

受領の際には、手数料4,000円（収入印紙で納付）が必要です。

5 在留資格変更許可申請

造船分野技能実習に引き続き在留する外国人造船就労者になろうとする場合及び転職等により受入造船企業又は企業単独型受入造船企業を変更しようとするときは、速やかに在留資格変更許可申請の手続を行います。許可時に新たな在留カードが交付されます。

(1) 申請手続を行う者

外国人造船就労者本人、特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業の職員、申請取次者

(2) 申請先

居住地を管轄する地方入国管理局

(3) 提出書類

- ①在留資格変更許可申請書
- ②写真（縦4 cm ×横3 cm）
- ③旅券及び在留カード（提示）
- ④告示第5の2又は4の認定を受けた適正監理計画認定証又は企業単独型適正監理計画認定証の写し
- ⑤雇用契約書の写し
- ⑥帰国後、本邦において技能実習で在留中に修得した技能等を要する業務に従事することを証する文書（復職予定証明書等）
- ⑦住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）
- ⑧特定監理団体の概要を明らかにする資料（造船特定活動に限る。）
- ⑨受入造船企業又は企業単独型受入造船企業の概要を明らかにする資料
- ⑩外国人造船就労者本人の履歴書
- ⑪申請者の身分を証する文書（申請取次者等が申請を提出する場合）
- ⑫送出し機関と外国人造船就労者との間で締結された契約書等の写し（企業

単独型造船特定活動の場合に限る。本国の所属機関が作成し、申請人に交付した出向命令書，転勤命令書・辞令など）。

(4) 在留カードの受領

受領の際には、手数料 4,000 円（収入印紙で納付）が必要です。

第9章 造船特定活動

1 造船特定活動の実施(特定監理団体)

(1) 受入造船企業に対する監査、指導及び監督

外国人造船就労者受入事業における「監理」とは、外国人造船就労者を受け入れる特定監理団体が、受入造船企業において、適正監理計画に基づいて適正に造船特定活動が実施されているか否かについて、その実施状況を確認し、適正な実施について受入造船企業を指導することをいいます。

そして、特定監理団体の「責任及び監理」の下で造船特定活動を実施することにより、受入造船企業の能力を補完して、適正な造船特定活動を実施するものです。

したがって、これらの団体が名目のみ特定監理団体となり、実際の「監理」は他の機関が行うような場合は、当該造船特定活動は特定監理団体の「責任及び監理」の下に行われているとは認められず、不適正な受入れとなります。

このため、受入造船企業に対する定期の監査を確実に実施することはもちろん、日常的に受入造船企業への訪問や外国人造船就労者に対する面談等を実施し、適切な監理を行うよう努める必要があります。

(2) 送出し機関との調整及び外国人造船就労者のあっせん

特定監理団体は、特に帰国後の技能実習修了者を外国人造船就労者として受け入れる場合には、外国の送出し機関と綿密に調整を行い、国内に受け入れ、受入造船企業に対してあっせんする必要があります。

なお、送出し機関が外国人造船就労者と受入造船企業との間における雇用契約の成立をあっせんする場合には、当該送出し機関の活動がその所在する国において法的に認められていることが必要です。

特定監理団体は、現地の事情に精通している送出し機関が重要な役割を担っていることに鑑み、送出し機関に対して、外国人造船就労者受入事業の目的や仕組みについて確実に説明し、相互に協力し適切な外国人造船就労者の選抜を行う必要があります。

また、技能実習制度においては、禁止されているにもかかわらず失踪防止等を名目として、技能実習生本人やその家族等から保証金等を徴収している送出し機関があります。送出し機関が外国人造船就労者本人やその家族等から保証金を徴収するなどして金銭その他の財産を管理している場合には、その送出し機関からの外国人造船就労者の受入れは認められません。

同様に、送出し機関が外国人造船就労者の雇用契約の不履行に係る違約金を定めるなど不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していた場合についても受入れは認められないため、特定監理団体は、外国人造船就労者

を受け入れる際、送出し機関と造船特定活動希望者との間で締結された送出しに係る契約を把握し、当該契約の中に保証金の徴収に関する規定等不適正な内容がないか、必ず確認する必要があります。

(3) 定期的な就労状況の確認等

特定監理団体は、3か月に1回以上受入造船企業への監査を行うことのほかに、適正監理計画に沿った造船特定活動が実施されているか、定期的に外国人造船就労者の就労状況を確認することに努める必要があります。

特に、受け入れる外国人造船就労者が技能実習を修了して一旦本国へ帰国した後に再入国する者である場合は、入国後6か月間、1か月に1回、必ず受入造船企業を訪問し、当該外国人造船就労者の就労状況を確認する必要があります。

また、就労状況の確認を行った特定監理団体の職員等は、特定監理団体の造船特定活動に係る責任者に訪問指導の実施状況を報告するとともに、当該報告内容を記録し、その主たる事業所に備え付ける必要があります（書類の保存期間等については(6)のとおり。）。

なお、就労状況の確認における確認項目の例としては以下のとおりです。

①生活面

食事、健康管理、問題行動の有無、休日の取得状況

②労働面

外国人造船就労者の就労状況と就労態度、時間外労働の状況、安全衛生対策、賃金の支払い状況

(4) 相談体制の構築

①概要

特定監理団体は、相談員を配置し、外国人造船就労者からの生活、労働等(転職を含む。)に係る相談に対応する措置を講じていなければなりません。外国人造船就労者からの相談は勤務時間外になされるケースが大半と考えられるので、休日や夜間の相談にも対応できるようにすることが望まれます。また、外国人造船就労者の母国語での相談に対応できるようにすることが望まれます。特定監理団体において相談員を配置することが困難な場合には、その上部団体の相談体制を活用しても差し支えありません。

そして、当然のことながら、特定監理団体は、いつ誰に連絡したら相談を受けられるのかという点及び連絡方法を入国後、外国人造船就労者に確実に伝えなければなりません。外国人造船就労者から相談を受けた相談員は、相談の内容を記録するとともに、その内容に応じて公的機関や受入造船企業の生活指導員等と連携して適切に対応する必要があります。

②転職に係る相談への対応

外国人造船就労者は、受入造船企業を変わることが可能ですが、本制度の趣旨に合致した適切な就労を担保するとともに、外国人造船就労者に対して関係法令等の周知を図るという観点から、転職を希望する外国人造船就労者はあらかじめ特定監理団体に相談することとし、特定監理団体は不法就労等の問題が生じることのないよう、適切かつ誠実にこれらの相談に応じる必要があります。

なお、転職に係る特定監理団体への相談は、上述のとおり、外国人造船就労者が転職に際し、適切な機関から助言を受けられる機会を保障する趣旨であり、特定監理団体の同意を得なければ転職ができないこととする趣旨ではありません。

③転職の相談に併せて特定監理団体が行うべき事項

外国人造船就労者から転職に係る相談があった場合において、特定監理団体は誠実に相談に対応するほか、当該外国人造船就労者に対して以下の支援を行うよう努めることが必要です。

ア 当該外国人造船就労者、就労先の受入造船企業及び送出し機関との話し合いの仲介

イ 特定監理団体の傘下において受入れが可能な別の受入造船企業の紹介又は適正監理推進協議会を通じて、傘下に当該外国人造船就労者が従事することができる職種の受入造船企業が所属している他の特定監理団体の紹介

ウ 転職に係る送出し機関との調整（当該外国人造船就労者の転職に関して必要な手続を行うこと等）

④転職が可能となる場合

外国人造船就労者の転職に当たっては、転職先の特定監理団体、受入造船企業が特定監理団体の認定及び適正監理計画の認定を受けていることが必要です。

また、転職先において、外国人造船就労者が従事する業務については、ガイドライン第6章の3(2)④のとおり、原則として、修了した造船分野技能実習の職種及び作業の名称と同一の業務である必要がありますので、転職先の受入造船企業の適正監理計画において、「外国人造船就労者に従事させる業務の内容」と当該外国人造船就労者が修了した造船分野技能実習の職種及び作業が原則として同一の業務である必要があります。

さらに、転職先の特定監理団体においては、当該外国人造船就労者の所属する送出し機関との関係がない場合、当該外国人造船就労者の所属する送出し機関に対して転職の事実の報告を行うとともに、転職に当たり適正な監理が損なわれることのないよう、適正な監理に必要な事項について調整しておく必要があります。調整が必要な主な事項については以下のア～オのとおりです。

ア 送出し機関の役割

送出し機関における連絡担当者の配置や送出し国政府への法的諸手続の実施、在留手続に必要な書類の準備等送出し機関の役割について取り決めておく必要があります。

イ 外国人造船就労者の遵守すべき事項の指導

送出し機関が、以下の外国人造船就労者が遵守すべき事項の周知徹底を図り、特定監理団体及び受入造船企業と協力して外国人造船就労者に対する指導を行う旨、取り決めておく必要があります。

- ・ 管理指導員及び生活指導員の指導に従い、誠実な姿勢で造船特定活動に従事すること。
- ・ 日本国滞在は単身で行い、同居を目的とした家族の呼び寄せは行わないこと。
- ・ 在留資格で認められた以外の収入や報酬を伴う活動は行わないこと。
- ・ 自ら旅券については保管し、在留カードについては携帯すること。
- ・ 造船特定活動終了後は速やかに帰国すること。
- ・ 技能実習において修得した技能等を帰国後復職した職場で有効に活用し、母国の産業の発展に寄与すること。

ウ 事故・犯罪・失踪に関する措置

外国人造船就労者について、事故・犯罪・失踪等の問題が発生した際の連絡方法等について取り決めておく必要があります。

エ 保証金等の徴収の禁止

告示第4の2(11)で定める保証金等の徴収の禁止について、送出し機関においても確実に遵守されるよう取り決めておく必要があります。

オ 送出し管理費等の費用負担

外国人造船就労者が事故にあった場合の対策費用や相談・生活指導の補助に要する経費、帰国後の国内移動旅費等の送出し管理費について負担者及び負担方法を取り決めておく必要があります。

あわせて転職先の特定監理団体及び受入造船企業は、必要に応じて送出し機関の追加等、適正監理計画の変更等の対応を行うことが必要です（送出し機関の追加に係る適正監理計画の変更の場合、ガイドライン第6章の4⑨及び⑬の書類の提出は不要です）。

なお、必要な調整が行われていない場合、告示第9の10の規定に基づく国土交通大臣からの指示の対象となるとともに、指示に従わない場合は、告示第13の1(6)の規定に基づく認定の取消し等の措置がとられる場合があります。

あわせて、入国管理局に対して、当該外国人造船就労者の在留資格の変更申請等、所要の手続を行うことが必要です。

また、転職元及び転職先の受入造船企業において、それぞれの受入造船企業を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に雇入れ又は離職に係る外国人雇用状況届出を行ってください。

⑤転職に係る留意点

受入造船企業と外国人造船就労者との間においては、期間の定めのある雇用契約を締結することとなりますが、当該契約の解除については、労働関係法令等の諸規定が適用されることとなります。

特定監理団体は、転職に起因する雇用契約解除に関する労働関係法令等の諸規定について十分理解するとともに、受入造船企業と外国人造船就労者との間に立ち、労働紛争や民事訴訟、不法就労の問題等が生じないように、外国人造船就労者の転職について、適切な対応を行うことが必要です。

なお、特定監理団体がこれらの相談への対応を怠った場合は、告示別表第2の14号の不正行為として認定されることがありますので、注意する必要があります。

(5) 調査等への協力

国土交通省、地方入国管理局、厚生労働省その他の監督官庁及び適正監理推進協議会の求めに応じて調査等に協力することが必要です。

例えば、監督官庁からの調査に自ら回答することのほか、傘下の受入造船企業が調査の対象となる場合において、傘下の受入造船企業の回答票を取りまとめ、監督官庁に回答すること等がこれに該当します。

(6) 外国人造船就労者の受入れに関する文書の作成及び保管

特定監理団体は、外国人造船就労者の受入れに関する文書の作成及び保管をしなければなりません。

外国人造船就労者の受入れに関する文書とは、告示第6の1(4)の就労状況の確認の際に作成する文書や受け入れている外国人造船就労者の名簿等を指し、当該外国人造船就労者が造船特定活動を終了し帰国した日から少なくとも3年間は保存しなければなりません。

なお、文書の作成、備付け及び保存は（他の法令により規制されている場合を除き）電磁的方法によるものでも差し支えありません。

2 帰国担保措置

特定監理団体及び受入造船企業は、外国人造船就労者の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置を講じていなければなりません。

帰国担保措置の中心となる帰国旅費については、基本的には外国人造船就労

者が支弁するものですが、やむを得ない事情により外国人造船就労者が支弁できない場合、受入造船企業が負担する必要があります。

また、受入造船企業の倒産などにより、受入造船企業が負担することができない場合、特定監理団体が帰国旅費を負担する必要があります。

なお、航空券の手配や空港までの送迎等、帰国に係る支援については、特定監理団体及び受入造船企業が行う必要があります。

3 造船特定活動の実施が不可能となった場合の措置

受入造船企業の倒産や不正行為、外国人造船就労者の失踪、受入造船企業と外国人造船就労者との間の諸問題などにより、造船特定活動が継続できなくなる場合があります。万一、このような事態が発生した場合に、受入造船企業は、造船特定活動の継続が不可能となった事実とその対応策を速やかに特定監理団体に報告しなければなりません（告示第6の5）。報告を受けた特定監理団体は速やかに国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告する必要があります（告示第14の1（3））。

また、外国人造船就労者本人の責めによらない事由により継続困難となった場合には、外国人造船就労者が引き続き造船特定活動を行うことを希望し、適正な造船特定活動を実施する体制を有していると認められる他の機関に受け入れられるときは、引き続き在留が認められます。したがって、造船特定活動を継続できなくなった企業が受け入れていた外国人造船就労者が、造船特定活動の継続を希望している場合には、当該受入造船企業又は特定監理団体は、その旨を地方入国管理局に申し出るとともに、適正監理推進協議会等関係機関の協力・指導等を受けるなどして、新たな受入造船企業を探す必要があります（告示第12）。

さらに、受入造船企業における造船特定活動の継続が不可能となった場合に、新たな受入造船企業を速やかに確保できるようにするため、特定監理団体は、傘下の受入造船企業それぞれについて外国人造船就労者の受入れ余力がどれくらいあるか把握していることが望めます。

なお、所属している受入造船企業からの移籍を希望する外国人造船就労者は、地方入国管理局において在留資格変更許可申請を行わなければなりません。

一方、外国人造船就労者の失踪により、造船特定活動の実施が不可能となった場合は、受入造船企業及び特定監理団体は上記の報告を行うとともに、送出し機関や本国の家族等に問い合わせること等により、失踪者の所在（就労先等）の把握に努めなければなりません。

また、受入造船企業が失踪した外国人造船就労者の所在を確認したときは、直ちに特定監理団体に報告しなければなりません。

特定監理団体は、受入造船企業から所在の確認の報告を受けたとき又は自ら所在を確認したときは、国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局、失踪者の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に対して直ちに通報しなければなりません。

4 関係機関に対する報告

告示第14に規定する関係機関に対する報告のほか、告示第8の3における協議会への報告及び告示第9の監査に係る報告等を行う必要があります。

特定監理団体が行う報告については、ガイドライン第3章に一覧を掲載しています。

報告を怠る行為は、国土交通大臣からの是正指示の対象となることはもちろん、報告事項によっては告示別表第2の不正行為に該当する可能性があるため、各種報告については確実にを行う必要があります。

5 造船特定活動の実施(受入造船企業)

次に造船特定活動において、受入造船企業が行わなければならないことについて留意すべき事項は以下のとおりです。

(1) 特定監理団体等に対する受入れの届出

受入造船企業は、外国人造船就労者を受け入れたときは、当該外国人造船就労者が造船特定活動への従事を開始した日から2週間以内に、その旨を特定監理団体に届け出なければいけません。

届け出る事項については、以下のとおりです。

- ①外国人造船就労者の氏名
- ②外国人造船就労者の生年月日
- ③外国人造船就労者の性別
- ④外国人造船就労者の国籍
- ⑤外国人造船就労者の住居地
- ⑥外国人造船就労者の在留カード番号
- ⑦外国人造船就労者が修了した造船分野技能実習の職種及び作業の名称
- ⑧上陸年月日
- ⑨造船特定活動従事開始年月日
- ⑩在留期間満了年月日

なお、外国人造船就労者が引越し等により住居地を変更する場合は、住居地の変更について特定監理団体に届出を行う必要があります。

また、受入造船企業は管轄するハローワーク（公共職業安定所）に外国人の雇入れについて、外国人雇用状況届出を行ってください。

(2) 特定監理団体等に対する退職の届出

受入造船企業は、外国人造船就労者が退職したときは、その日から2週間以内に、その旨を特定監理団体に届け出なければいけません。

届け出る事項については、以下のとおりです。

- ①外国人造船就労者の氏名
- ②外国人造船就労者の生年月日
- ③外国人造船就労者の性別
- ④外国人造船就労者の国籍
- ⑤外国人造船就労者の住居地
- ⑥外国人造船就労者の在留カード番号
- ⑦上陸年月日
- ⑧退職年月日
- ⑨在留期間満了年月日
- ⑩（転職の場合）転職（予定）先の受入造船企業の名称

また、受入造船企業は管轄するハローワーク（公共職業安定所）に外国人の離職について、外国人雇用状況届出を行ってください。

(3) 元請企業からの報告徴求、指導への誠実な対応

受入造船企業は、国土交通省が別に定めるところにより、元請企業から報告を求められたときは、誠実にこれに対応するとともに、元請企業の指導に従わなければいけません。

(4) 造船特定活動の実施が不可能となった場合の報告

受入造船企業は、外国人造船就労者が造船特定活動を継続することが不可能となる事由が生じた場合は、直ちに、特定監理団体に当該事実及び対応策を報告しなければいけません。

不可能となる事由が発生しているにもかかわらず、報告を怠る行為は告示別表第2に掲げる不正行為に該当するので注意する必要があります。

(5) 不正行為を行った場合の報告

受入造船企業は、外国人の就労又は受入れに関する不正行為を行った場合は、直ちに、特定監理団体に当該事実を報告しなければなりません。

(6) 外国人造船就労者の名簿及び就労日誌の作成及び保管

受入造船企業は、外国人造船就労者の名簿及び就労日誌を作成し備え付け、造船特定活動終了後3年間保存しなければなりません。

また、賃金台帳その他の実習内容、指導者、従事時間について記載した文書についても併せて作成し、備え付け、造船特定活動終了後3年間保存しなければなりません。

なお、文書の作成、備付け及び保存は（他の法令により規制されている場合を除き）電磁的方法によるものでも差し支えありません。

第10章 企業単独型造船特定活動

1 企業単独型造船特定活動の実施

企業単独型造船特定活動において、企業単独型受入造船企業が行わなければならないこととして留意すべき事項は以下のとおりです。

(1) 送出し機関との調整

企業単独型造船特定活動においては、企業単独型受入造船企業の海外の子会社、合弁会社等の関連会社、又は企業単独型受入造船企業と引き続き1年以上の国際取引若しくは10億円以上の国際取引の実績を有する機関等（以下「海外関連機関」という。）が送出し機関となります。また、企業単独型受入造船企業の元請企業の海外関連機関もこれに該当します。

企業単独型受入造船企業は、特に帰国後の技能実習修了者を外国人造船就労者として受け入れる場合には、外国の送出し機関と綿密に調整を行い、国内に受け入れる必要があります。

また、技能実習制度においては、禁止されているにもかかわらず失踪防止等を名目として、技能実習生本人やその家族等から保証金等を徴収している送出し機関があります。送出し機関が外国人造船就労者本人やその家族等から保証金を徴収するなどして金銭その他の財産を管理している場合には、その送出し機関からの外国人造船就労者の受入れは認められません。

同様に、送出し機関が外国人造船就労者の雇用契約の不履行に係る違約金を定めるなど不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していた場合についても受入れは認められないため、外国人造船就労者を受け入れる際、送出し機関と企業単独型造船特定活動希望者との間で締結された送出しに係る契約を把握し、当該契約の中に保証金の徴収に関する規定等不適正な内容がないか、必ず確認する必要があります。

(2) 定期的な就労状況の確認等

企業単独型受入造船企業が3か月に1回以上自ら実施状況確認を行うことのほかに、企業単独型適正監理計画に沿った企業単独型造船特定活動が実施されているか、定期的に外国人造船就労者の就労状況を確認することに努める必要があります。

また、就労状況の確認を行った企業単独型受入造船企業は、その結果を国土交通省、当該企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告するとともに、当該報告内容を記録し、その主たる事業所に備え付ける必要があります（書類の保存期間等については(6)のとおり。）。

なお、就労状況の確認における確認項目の例としては以下のとおりです。

①生活面

食事、健康管理、問題行動の有無、休日の取得状況

②労働面

外国人造船就労者の就労状況と就労態度、時間外労働の状況、安全衛生対策、賃金の支払い状況

(3) 相談体制の構築

①概要

企業単独型受入造船企業は、相談員を配置し、外国人造船就労者からの生活、労働等(転職を含む。)に係る相談に対応する措置を講じていなければなりません。外国人造船就労者からの相談は勤務時間外になされるケースが大半と考えられるので、休日や夜間の相談にも対応できるようにすることが望まれます。また、外国人造船就労者の母国語での相談に対応できるようにすることが望まれます。

そして、当然のことながら、企業単独型受入造船企業は、いつ誰に連絡したら相談を受けられるのかという点及び連絡方法を入国後、外国人造船就労者に確実に伝えなければなりません。外国人造船就労者から相談を受けた相談員は、相談の内容を記録するとともに、その内容に応じて公的機関と連携して適切に対応する必要があります。

②転職に係る相談への対応

企業単独型造船特定活動では、外国人造船就労者は海外関連機関との雇用契約を維持しながら企業単独型受入造船企業とも雇用関係が生じる在籍出向と、海外関連機関に将来復職することを条件に海外関連機関との雇用契約を終了させ、企業単独型受入造船企業と雇用契約を締結する移籍出向などが想定されます。

そのため、外国人就労者が転職を希望する場合は、外国人就労者と海外関連機関の雇用契約の内容を踏まえた助言等を行う必要があることに留意することが必要です。企業単独型受入造船企業との間の雇用契約の解除については、労働関係法令等の諸規定が適用されることとなりますので、企業単独型受入造船企業は、転職に起因する雇用契約解除に関する労働関係法令等の諸規定について十分理解するとともに、海外関連機関と外国人造船就労者との間に立ち、労働紛争や民事訴訟、不法就労の問題等が生じないように、外国人造船就労者の転職について、適切な対応を行うことが必要です。

③転職の相談に併せて企業単独型受入造船企業が行うべき事項

外国人造船就労者から転職に係る相談があった場合において、企業単独型受入造船企業は誠実に相談に対応するほか、当該外国人造船就労者に対して以下の支援を行うよう努めることが必要です。

ア 当該外国人造船就労者、就労先の企業単独型受入造船企業及び企業単独型受入造船企業の海外子会社等である送出し機関又は受入造船企業及び送出し機関の間話し合いの仲介

イ 適正監理推進協議会を通じて、当該外国人造船就労者が従事することができる職種以外の企業単独型受入造船企業又は傘下に当該外国人造船就労者が従事することができる職種の受入造船企業が所属している他の特定監理団体の紹介

ウ 転職に係る企業単独型受入造船企業の海外子会社等である送出し機関との調整（当該外国人造船就労者の転職に関して必要な手続を行うこと等）

④転職が可能となる場合

外国人造船就労者の転職に当たり、造船特定活動を実施する受入造船企業に転職する場合には、転職先の特定監理団体、受入造船企業が特定監理団体の認定及び適正監理計画の認定を受けていることが必要であり、企業単独型受入造船企業に転職する場合には、転職先の企業単独型受入造船企業が企業単独型適正監理計画の認定を受けていることが必要となります。

また、転職先において、外国人造船就労者が従事する業務については、ガイドライン第7章の3(2)④のとおり、原則として、修了した造船分野技能実習の職種及び作業の名称と同一の業務である必要がありますので、転職先の受入造船企業の適正監理計画又は企業単独型受入造船企業の企業単独型適正監理計画の「外国人造船就労者に従事させる業務の内容」と当該外国人造船就労者が修了した造船分野技能実習の職種及び作業が原則として同一の業務である必要があります。

さらに、造船特定活動を実施する受入造船企業に転職する場合には、転職先の特定監理団体においては、新たな送出し機関との間で、転職に当たり適正な監理が損なわれることがないように、適正な監理に必要な事項について調整しておく必要があります。調整が必要な主な事項については以下のア～オのとおりです。

ア 送出し機関の役割

送出し機関における連絡担当者の配置や送出し国政府への法的諸手続の実施、在留手続に必要な書類の準備等送出し機関の役割について取り決めておく必要があります。

イ 外国人造船就労者の遵守すべき事項の指導

送出し機関が、以下の外国人造船就労者が遵守すべき事項の周知徹底を図り、特定監理団体及び受入造船企業と協力して外国人造船就労者に対する指導を行う旨、取り決めておく必要があります。

- ・ 管理指導員及び生活指導員の指導に従い、誠実な姿勢で造船特定活動に従事すること。
- ・ 日本国滞在は単身で行い、同居を目的とした家族の呼び寄せは行わないこと。

- ・ 在留資格で認められた以外の収入や報酬を伴う活動は行わないこと。
- ・ 自ら旅券については保管し、在留カードについては携帯すること。
- ・ 造船特定活動終了後は速やかに帰国すること。
- ・ 技能実習において修得した技能等を帰国後復職した職場で有効に活用し、母国の産業の発展に寄与すること。

ウ 事故・犯罪・失踪に関する措置

外国人造船就労者について、事故・犯罪・失踪等の問題が発生した際の連絡方法等について取り決めておく必要があります。

エ 保証金等の徴収の禁止

告示第4の2(11)で定める保証金等の徴収の禁止について、送出し機関においても確実に遵守されるよう取り決めておく必要があります。

オ 送出し管理費等の費用負担

外国人造船就労者が事故にあった場合の対策費用や相談・生活指導の補助に要する経費、帰国後の国内移動旅費等の送出し管理費について負担者及び負担方法を取り決めておく必要があります。

あわせて転職先の特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業は、必要に応じて送出し機関の追加等、適正監理計画の変更等の対応を行うことが必要です(送出し機関の追加に係る適正監理計画の変更の場合、ガイドライン第6章の4⑨及び⑬の書類の提出は不要です)。

なお、必要な調整が行われていない場合、告示第9の19の規定に基づく国土交通大臣からの指示の対象となるとともに、指示に従わない場合は、告示第13の3(8)の規定に基づく認定の取消し等の措置がとられる場合があります。

あわせて、入国管理局に対して、当該外国人造船就労者の在留資格の変更申請等、所要の手続を行うことが必要です。

また、転職元の企業単独型受入造船企業及び転職先の受入造船企業において、それぞれの企業を管轄するハローワーク(公共職業安定所)に雇入れ又は離職に係る外国人雇用状況届出を行ってください。

⑤ 転職に係る留意点

企業単独型受入造船企業と外国人造船就労者との間においては、期間の定めのある雇用契約を締結することとなりますが、当該契約の解除については、労働関係法令等の諸規定が適用されることとなります。外国人造船就労者を受け入れていた企業単独型受入造船企業は、外国人造船就労者からの転職に係る手続に係る相談への対応を怠った場合は、告示別表第2の14号の不正行為として認定されることがありますので、注意する必要があります。

一方、造船特定活動を実施する受入造船企業に転職する場合、転職による外国人造船就労者を受け入れることとなる特定監理団体は、転職に起因する雇用契約解除に関する労働関係法令等の諸規定について十分理解するとともに、新たな受入造船企業となる企業と外国人造船就労者との間に立ち、労働紛争や民事訴訟、不法就労の問題等が生じないように、外国人造船就労者の転職について、適切な対応を行うことが必要です。企業単独型造船特定活動を行う企業単独型受入造船企業が転職する外国人造船就労者を受け入れる場合においても、新たな企業単独型受入造船企業となる企業において同様の対応が必要となります。

新たに外国人造船就労者を受け入れることとなる特定監理団体及び受入造船企業は、当該外国人造船就労者と元の送出し機関である企業単独型受入造船企業の海外子会社等の間における雇用契約が解除されていることを確認した上で、新たに雇用契約を締結することが必要となります。また、外国人造船就労者の旅費の取扱等に係るトラブルを避けるため、当該外国人造船就労者を受け入れていた企業単独型受入造船企業若しくはその企業単独型受入造船企業の海外子会社等である送出し機関と、新たに当該外国人造船就労者を受け入れることとなる特定監理団体及び新たな送出し機関等の間において合意形成しておくことが必要であり、適正な外国人造船就労者受入事業の実施に支障を来すおそれがある場合には、国土交通省による指示の対象となる可能性があります。企業単独型造船特定活動を行う企業単独型受入造船企業が転職する外国人造船就労者を受け入れる場合においても、同様の対応が必要となります。

(5) 調査等への協力

国土交通省、地方入国管理局、厚生労働省その他の監督官庁及び適正監理推進協議会の求めに応じて調査等に協力することが必要です。

(6) 外国人造船就労者の受入れに関する文書の作成及び保管

企業単独型受入造船企業は、外国人造船就労者の受入れに関する文書の作成及び保管をしなければなりません。

外国人造船就労者の受入れに関する文書とは、告示第7の1(2)の就労状況の確認の際に作成する文書や受け入れている外国人造船就労者の名簿等を指し、当該外国人造船就労者が企業単独型造船特定活動を終了し帰国した日から少なくとも3年間は保存しなければなりません。

なお、文書の作成、備付け及び保存は（他の法令により規制されている場合を除き）電磁的方法によるものでも差し支えありません。

2 帰国担保措置

企業単独型受入造船企業は、外国人造船就労者の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置を講じていなければなりません。

帰国担保措置の中心となる帰国旅費については、基本的には外国人造船就労者が支弁するものですが、やむを得ない事情により外国人造船就労者が支弁できない場合、企業単独型受入造船企業が負担する必要がある、航空券の手配や空港までの送迎等、帰国に係る支援については、企業単独型受入造船企業が行う必要があります。

3 企業単独型造船特定活動の実施が不可能となった場合の措置

企業単独型受入造船企業の倒産や不正行為、外国人造船就労者の失踪、企業単独型受入造船企業と外国人造船就労者との間の諸問題などにより、企業単独型造船特定活動が継続できなくなる場合があります。万一、このような事態が発生した場合に、企業単独型受入造船企業は、企業単独型造船特定活動の継続が不可能となった事実とその対応策を速やかに国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告しなければなりません（告示第7の5）。

また、外国人造船就労者本人の責めによらない事由により継続困難となった場合には、外国人造船就労者が引き続き造船特定活動を行うことを希望し、適正な造船特定活動を実施する体制を有していると認められる他の機関に受け入れられるときは、引き続き在留が認められます。この場合、1（3）②を踏まえて、企業単独型受入造船企業は、外国人就労者の相談に応じるよう努めることが必要です。

なお、所属している企業単独型受入造船企業からの移籍を希望する外国人造船就労者は、地方入国管理局において在留資格変更許可申請を行わなければなりません。

一方、外国人造船就労者の失踪により、企業単独型造船特定活動の実施が不可能となった場合は、企業単独型受入造船企業は上記の報告を行うとともに、送出し機関や本国の家族等に問い合わせること等により、失踪者の所在（就労先等）の把握に努めなければなりません。

また、企業単独型受入造船企業が失踪した外国人造船就労者の所在を確認したときは、直ちに国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に対して直ちに通報しなければなりません。

4 関係機関に対する報告

告示第 14 に規定する関係機関に対する報告のほか、告示第 7 の 2 及び 3 における協議会への報告及び告示第 9 の 1 1 の実施状況確認に係る報告等を行う必要があります。

企業単独型受入造船企業が行う報告については、ガイドライン第 3 章を一覧を掲載しています。

報告を怠る行為は、国土交通大臣からの是正指示の対象となることはもちろん、報告事項によっては告示別表第 2 の不正行為に該当する可能性があるため、各種報告については確実にを行う必要があります。

5 企業単独型造船特定活動の実施に係る報告等

次に企業単独型造船特定活動において、企業単独型受入造船企業が行わなければならないことについて留意すべき事項は以下のとおりです。

(1) 適正監理推進協議会等に対する受入れの届出

企業単独型受入造船企業は、外国人造船就労者を受け入れたときは、当該外国人造船就労者が企業単独型造船特定活動への従事を開始した日から 2 週間以内に、その旨を適正監理推進協議会に届け出なければいけません。

届け出る事項については、企業単独型適正監理計画の認定番号、企業単独型受入造船企業に関する事項のほか、以下のとおりです。

- ①外国人造船就労者の氏名
- ②外国人造船就労者の生年月日
- ③外国人造船就労者の性別
- ④外国人造船就労者の国籍
- ⑤外国人造船就労者の住居地
- ⑥外国人造船就労者の在留カード番号
- ⑦外国人造船就労者が修了した造船分野技能実習の職種及び作業の名称
- ⑧上陸年月日
- ⑨企業単独型造船特定活動従事開始年月日
- ⑩在留期間満了年月日
- ⑪継続・再入国の別

なお、外国人造船就労者が引越し等により住居地を変更する場合は、住居地の変更について適正監理推進協議会に届出を行う必要があります。

また、企業単独型受入造船企業は管轄するハローワーク（公共職業安定所）に外国人の雇入れについて、外国人雇用状況届出を行ってください。

(2) 適正監理推進協議会等に対する退職の届出

企業単独型受入造船企業は、外国人造船就労者が退職したときは、その日から 2 週間以内に、その旨を適正監理推進協議会に届け出なければいけません。

届け出る事項については、企業単独型適正監理計画の認定番号、企業単独型受入造船企業に関する事項のほか、以下のとおりです。

- ①外国人造船就労者の氏名
- ②外国人造船就労者の生年月日
- ③外国人造船就労者の性別
- ④外国人造船就労者の国籍
- ⑤外国人造船就労者の住居地
- ⑥外国人造船就労者の在留カード番号
- ⑦上陸年月日
- ⑧退職年月日
- ⑨在留期間満了年月日

⑩（転職の場合）転職（予定）先の受入造船企業又は企業単独型受入造船企業の名称

また、企業単独型受入造船企業は管轄するハローワーク（公共職業安定所）に外国人の離職について、外国人雇用状況届出を行ってください。

（3）元請企業からの報告徴求、指導への誠実な対応

企業単独型受入造船企業は、国土交通省が別に定めるところにより、元請企業から報告を求められたときは、誠実にこれに対応するとともに、元請企業の指導に従わなければいけません。

（4）企業単独型造船特定活動の実施が不可能となった場合の報告

企業単独型受入造船企業は、外国人造船就労者が企業単独型造船特定活動を継続することが不可能となる事由が生じた場合は、直ちに、国土交通省、企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に当該事実及び対応策を報告しなければいけません。

不可能となる事由が発生しているにもかかわらず、報告を怠る行為は告示別表第2に掲げる不正行為に該当するので注意する必要があります。

（5）不正行為を行った場合の報告

企業単独型受入造船企業は、外国人の就労又は受入れに関する不正行為を行った場合は、直ちに、国土交通省、企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に当該事実を報告しなければなりません。

（6）外国人造船就労者の名簿及び就労日誌の作成及び保管

企業単独型受入造船企業は、外国人造船就労者の名簿及び就労日誌を作成し備え付け、企業単独型造船特定活動終了後3年間保存しなければなりません。

また、賃金台帳その他の実習内容、指導者、従事時間について記載した文書についても併せて作成し、備え付け、企業単独型造船特定活動終了後3年間保存しなければなりません。

なお、文書の作成、備付け及び保存は（他の法令により規制されている場合を除き）電磁的方法によるものでも差し支えありません。

第 11 章 監査及び指示

1 造船特定活動

(1) 監査・報告の必要性

特定監理団体は、受入造船企業に対して指導した事項及び受入造船企業が関係法令にのっとり適正に造船特定活動を行っているかについて監査し、それを国土交通省、地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告しなければなりません（告示第 9 の 1 及び 4）。

これは、造船特定活動が特定監理団体の「責任及び監理」の下で適正に行われていることを確認するためのものであり、また、実際の造船特定活動の状況を把握することは問題発生 of 未然防止にもつながるものです。

なお、監査報告以外にも、失踪等の問題事例や不適正な造船特定活動内容、あるいはその疑いのあるもの等が発生したときは、速やかに国土交通省、地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告することが必要です（告示第 14 の 1）。

必要な報告を怠った場合や、虚偽の報告を行った場合には、告示別表第 2 の不正行為に該当します。

以下、監査と報告の在り方を具体的に示します。

(2) 監査体制の構築

特定監理団体は告示第 9 の 1 において少なくとも 3 月に 1 回、特定監理団体の役員で造船特定活動の運営について責任を有する者等（以下「監査実施者」という）が受入造船企業の所在地に赴いて当該受入造船企業に対し監査を行い、その結果を国土交通省、受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告するものとされています。なお、監査実施者が受入造船企業の経営者又は職員を兼務するときは、当該受入造船企業の監査については、特定監理団体の他の役員が行わなければなりません。

また、監査実施者の人数は、傘下の受入造船企業の数や受入造船企業と特定監理団体の事務所との距離等を勘案して、監査を的確に行える人員を確保する必要があります。

(3) 具体的な監査の手順、方法等

監査に当たり、特定監理団体は、告示第 9 の 2 に基づき、受入造船企業に外国人造船就労者の受入状況について報告させます。

受入造船企業は、様式第 9 号により特定監理団体に対して受入状況を報告します（なお、事前予告を行わない監査等により、受入造船企業が様式第 9 号を

作成する余裕がない場合は、口頭にて受入状況を報告することを妨げません。

報告を受けた監査実施者は、現地に赴き外国人造船就労者の造船特定活動の実施状況を直接確認します。

その際、管理指導員などの担当者から状況を聴くだけでは、実際の造船特定活動の実施状況を十分に把握することはできません。通訳を同行させて、指導を受ける外国人造船就労者と面接し、造船特定活動の進捗状況等を聴取したり（告示第9の5）、その場で就労日誌の記載内容を確認したりする等して、造船特定活動の実施状況を把握することが大切です。

また、賃金台帳その他の文書を実際に確認することにより、外国人造船就労者の労働時間や賃金の支払が適正監理計画の記載内容及び労働基準関係法令の規定に適合しているか確認する必要があります。

監査において、受入造船企業に対して改善すべき事項がある場合、特定監理団体は告示第9の3に基づき、適正監理計画に即した造船特定活動が実施されるよう必要な措置を講じなければなりません。

あわせて、監査を終えた特定監理団体は、様式第8-1号により、その結果を国土交通省、受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告します。

（４）監査の視点

監査については、次の①から⑤に掲げる事項等について行う必要があり、監査の視点については、次のとおりです。

①適正監理計画の実施状況に関すること

まずは、造船特定活動が適正監理計画どおりに行われているかどうかを確認するため、次のような視点から監査を行います。

ア 適正監理計画に従った造船特定活動の実施

監査実施者は、受入造船企業が適正監理計画に従って、造船特定活動を実施しているかどうか監査を行う必要があります。

監査実施者は、監査の際に、就労日誌について、その場で記載内容を確認する等、適正監理計画に従って造船特定活動が行われているか造船特定活動の実施状況を把握するとともに、実際に現場で確認する必要があります。

その際、可能な限り、作業場に立ち入って実際に造船特定活動の実施状況について確認を行う必要があります。特に、外国人造船就労者が適正監理計画において申請した内容と異なる業務に従事していないかについては必ず確認する必要があります。

また、就労日誌等からは、造船特定活動が適正監理計画のとおり適正

に実施されているかどうか確認できなかった場合は、後日改めて受入造船企業に赴いて確認を行う必要があります。

さらに、技能の向上についても、適正監理計画に記載された方法等により実施されているかどうか確認することが必要です。

イ 外国人造船就労者の就労場所、受入人数等

受入造船企業に受け入れられている外国人造船就労者の就労場所、受入人数等について、適正監理計画と齟齬がないかを確認します。

適正監理計画においては、就労場所については、複数の事業所を持つ受入造船企業もあることから、都道府県単位や地域ブロック単位での記載を認めていますが、監査においては適正な監理のため、具体的な就労場所について確認し、記録に残しておく必要があります。

また、特定監理団体が把握していない外国人が従事している場合や、従事しているはずの外国人造船就労者の所在が確認できない場合等については、必ず受入造船企業に確認し、その他の在留資格による受入れ、特定監理団体への報告漏れ、失踪等の状況について明らかにすることが必要です。

②適切な労働条件の確保に関すること

外国人造船就労者は雇用契約に基づいて造船特定活動を行う者であり、監査の際には受入造船企業の労働関係法令の遵守状況について（注1）確認をする必要があります。

（注1）賃金台帳の調製、強制貯金の禁止、休業手当、賃金の支払、最低賃金、割増賃金、労働時間、休憩、休日の確保、年次有給休暇の付与、法令の周知、寄宿舎、安全衛生教育、就業制限業務に係る免許等、健康診断その他の労働関係法令の規定の遵守を徹底することが必要です。

確認する際には、外国人造船就労者に直接確認するとともに、受入造船企業に対して、労働関係法令の遵守が確認できる書類（注2）の提示を求めることが必要です。

（注2）例えば、タイムカード、給与明細、振込み明細、労働条件通知書などが考えられます。

また、仮に外国人造船就労者と合意していたとしても、申請内容と異なる内容の取決めを行って、法定の割増賃金に満たない額を設定して時間外労働や休日労働、深夜労働を行わせるようなこと等は、労働基準法に違反することとなり認められません。

あわせて、外国人造船就労者に時間外労働や休日労働、深夜労働を行わせている場合は、適正監理計画と著しく相違しないか、タイムカード等から確

認することが必要です。

③安全衛生の確保に関すること

安全衛生の確保の観点から、申請書に記載された経験年数を有する管理指導員が、実際に指導に当たっているか確認をする必要があります。

また、新たに外国人造船就労者を受け入れる場合において、管理指導員が適切に安全衛生教育を実施していることや安全衛生管理上の留意点等を踏まえた上で指導を行っていることを確認することも必要です。

④雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険への加入に関すること

既に受入れを行っている外国人造船就労者について、各種保険等の加入状況を確認することはもちろん、新たに外国人造船就労者を受け入れる場合においては、当該外国人造船就労者について、保険等への加入漏れがないか確認する必要があります。

⑤ その他国土交通省が必要と認めること

その他、以下の事項についても必ず確認しておく必要があります。

ア 不正行為の有無

外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行っていないことについて確認する必要があります。外国人の受入れ又は就労に係る不正行為の内容については、ガイドライン第13章のとおりです。

イ 外国人造船就労者の生活環境等への配慮（外国人造船就労者のケア）

監査実施者は、受入造船企業が外国人造船就労者の生活環境について適切な配慮をしているか確認をする必要があります。例えば、監査実施者は、生活指導員の指導の適否だけでなく、外国人造船就労者が生活指導員との間で、日常生活で不安や不便、ホームシック等について、どのようにコミュニケーションをとっているか、また、相談に対する具体的な対応の仕方について、外国人造船就労者に直接確認し適切かどうかをみる必要があります。

さらに、監査実施者は、外国人造船就労者のケアを行う必要があります。特に、受入造船企業に受け入れられている外国人造船就労者が1人のみである場合等には配慮する必要があります。

(5) 受入造船企業による不正行為を知った場合の監査報告

特定監理団体は、受入造船企業による告示別表第2の不正行為を知った場合、直ちに監査を行い、その結果を受入造船企業、受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告することとされています(告示第9の4)。また、受入造船企業は不正行為を行った場合、直ちに特定監理

団体に報告しなければなりません（告示第6の6）。

したがって、特定監理団体においては、受入造船企業に対して、報告が必要な場面や内容を事前に十分に説明し、報告を怠ることがないように備えておくことが肝要です。

また、報告することとされている不正行為は、不正の態様や程度を問わないことに留意が必要です。

（6）国土交通省による監査

国土交通省は、必要と認めるときは、告示第9の1の規定にかかわらず、受入造船企業に対し自ら監査を行い又は特定監理団体に監査を行うことを指示することができることとされています（告示第9の6）。

（7）立入検査の実施

外国人造船就労者受入事業における受入造船企業は、告示第5の1（13）により、適正監理計画には、国土交通大臣による立入検査等への適切な対応等に関する事項についての記載が必要であり、国土交通大臣による受入造船企業への立入検査に適切に対応することが求められます。（告示第9の9）。

なお、受入造船企業が立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合は、告示第13の2の（5）の規定により適正監理計画の認定を取り消される場合がありますので、注意が必要です。

（8）国土交通省の指示

国土交通大臣は、造船特定活動の適正な実施の観点から必要があると認めるときは、特定監理団体又は受入造船企業に対し、外国人造船就労者の受入れの停止その他必要な指示をすることができることとしています（告示第9の10）。

なお、指示に従わない場合は、告示第13の1（6）又は第13の2（6）の規定により特定監理団体又は適正監理計画の認定を取り消される場合がありますので、注意が必要です。

2 企業単独型造船特定活動

（1）確認・報告の必要性

企業単独型受入造船企業は、適切に企業単独型造船特定活動が実施されていることを、自ら確認を行い、その結果を国土交通省、地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告しなければなりません（告示第9の11及び13）。

実際の企業単独型造船特定活動の状況を把握することは問題発生 of 未然防止にもつながるものです。

なお、企業単独型造船特定活動の適切な実施状況の確認の報告以外にも、失

踪等の問題事例や不適正な企業単独型造船特定活動内容、あるいはその疑いのあるもの等が発生したときは、速やかに国土交通省、地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告することが必要です（告示第14の4）。

必要な報告を怠った場合や、虚偽の報告を行った場合には、告示別表第2の不正行為に該当します。

以上の確認や報告が適切に実施されているかどうかは、別に定める制度推進事業実施機関の巡回指導により確認されることとなります。

以下、確認と報告の在り方を具体的に示します。

（2）実施状況確認体制の構築

企業単独型受入造船企業は、告示第9の11において少なくとも3か月に1回、企業単独型造船特定活動の適切な実施状況につき、外国人造船就労者の就労している現場等の確認を含めて自ら確認を行い、その結果を国土交通省、企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告するものとされています。

そのため、企業単独型受入造船企業は、実施状況確認及び結果の報告を行う職員（以下「確認実施者」という。）をあらかじめ定めることが必要となり、当該確認実施者は、管理指導員、生活指導員、相談員以外の企業単独型受入造船企業の役員で企業単独型造船特定活動の運営について責任を有する者等であることが望まれます。

確認実施者の人数は、企業単独型受入造船企業の事業所数等を勘案して、実施状況確認を適切に行える配置とする必要があります。

（3）具体的な実施状況確認の手順、方法等

確認実施者は、管理指導員などの担当者から状況を聴くだけでは、実際の企業単独型造船特定活動の実施状況を十分に把握することはできません。通訳を同行させて、指導を受ける外国人造船就労者と面接し、企業単独型造船特定活動の進捗状況等を聴取したり（告示第9の14）、その場で就労日誌の記載内容を確認したりする等して、企業単独型造船特定活動の実施状況を把握することが大切です。

また、賃金台帳その他の文書を実際に確認することにより、外国人造船就労者の労働時間や賃金の支払が企業単独型適正監理計画の記載内容及び労働基準関係法令の規定に適合しているか確認する必要があります。

実施状況確認において、改善すべき事項がある場合、企業単独型受入造船企業は告示第9の12に基づき、企業単独型適正監理計画に即した企業単独型造船特定活動が実施されるよう必要な措置を講じなければなりません。

実施状況確認の結果については、様式第8-2号により国土交通省、企業単

独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に対して受入状況を報告します。

(4) 実施状況確認の視点

実施状況確認については、次の①から⑤に掲げる事項等について行う必要があり、実施状況確認の視点については、次のとおりです。

①企業単独型適正監理計画の実施状況に関すること

まずは、企業単独型造船特定活動が企業単独型適正監理計画どおりに行われているかどうかを確認するため、次のような視点から確認を行います。

ア 企業単独型適正監理計画に従った企業単独型造船特定活動の実施

確認実施者は、企業単独型適正監理計画に従って企業単独型造船特定活動を実施しているかどうか確認を行う必要があります。

確認実施者は、就労日誌について、その場で記載内容を確認する等、企業単独型適正監理計画に従って企業単独型造船特定活動が行われているか実施状況を把握するとともに、実際に現場で確認する必要があります。

その際、作業場に立ち入って実際に企業単独型造船特定活動の実施状況について確認を行う必要があります。特に、外国人造船就労者が企業単独型適正監理計画において申請した内容と異なる業務に従事していないかについては必ず確認する必要があります。

また、就労日誌等からは、企業単独型造船特定活動が企業単独型適正監理計画のとおりに適正に実施されているかどうか確認できなかった場合は、後日改めて確認を行う必要があります。

さらに、技能の向上についても、企業単独型適正監理計画に記載された方法等により実施されているかどうか確認することが必要です。

イ 外国人造船就労者の就労場所、受入人数等

企業単独型受入造船企業に受け入れられている外国人造船就労者の就労場所、受入人数等について、企業単独型適正監理計画と齟齬がないかを確認します。

企業単独型適正監理計画においては、就労場所については、複数の事業所を持つ企業単独型受入造船企業もあることから、確認においては適正な監理のため、具体的な就労場所について確認し、記録に残しておく必要があります。

また、従事しているはずの外国人造船就労者の所在が確認できない場合等については、失踪等の状況について明らかにすることが必要です。

②適切な労働条件の確保に関すること

外国人造船就労者は雇用契約に基づいて企業単独型造船特定活動を行う

者であり、確認の際には労働関係法令の遵守状況について（注1）確認をする必要があります。

（注1）賃金台帳の調製、強制貯金の禁止、休業手当、賃金の支払、最低賃金、割増賃金、労働時間、休憩、休日の確保、年次有給休暇の付与、法令の周知、寄宿舍、安全衛生教育、就業制限業務に係る免許等、健康診断その他の労働関係法令の規定の遵守を徹底することが必要です。

確認する際には、外国人造船就労者に直接確認するとともに、労働関係法令の遵守が確認できる書類（注2）についても確認することが必要です。

（注2）例えば、タイムカード、給与明細、振込み明細、労働条件通知書などが考えられます。

また、仮に外国人造船就労者と合意していたとしても、申請内容と異なる内容の取決めを行って、法定の割増賃金に満たない額を設定して時間外労働や休日労働、深夜労働を行わせるようなこと等は、労働基準法に違反することとなり認められません。

あわせて、外国人造船就労者に時間外労働や休日労働、深夜労働を行わせている場合は、企業単独型適正監理計画と著しく相違しないか、タイムカード等から確認することが必要です。

③安全衛生の確保に関すること

安全衛生の確保の観点から、申請書に記載された経験年数を有する管理指導員が、実際に指導に当たっているか確認をする必要があります。

また、新たに外国人造船就労者を受け入れる場合において、管理指導員が適切に安全衛生教育を実施していることや安全衛生管理上の留意点等を踏まえた上で指導を行っていることを確認することも必要です。

④雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険への加入に関すること

既に受入れを行っている外国人造船就労者について、各種保険等の加入状況を確認することはもちろん、新たに外国人造船就労者を受け入れる場合においては、当該外国人造船就労者について、保険等への加入漏れがないか確認する必要があります。

⑤ その他国土交通省が必要と認めること

その他、以下の事項についても必ず確認しておく必要があります。

ア 不正行為の有無

外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行っていないことについて確認する必要があります。外国人の受入れ又は就労に係る不正行為の内容については、ガイドライン第11章のとおりです。

イ 外国人造船就労者の生活環境等への配慮（外国人造船就労者のケア）

確認を行う職員は、外国人造船就労者の生活環境について適切な配慮をしているか確認をする必要があります。例えば、生活指導員の指導の適否だけでなく、外国人造船就労者が生活指導員との間で、日常生活で不安や不便、ホームシック等について、どのようにコミュニケーションをとっているか、また、相談に対する具体的な対応の仕方について、外国人造船就労者に直接確認し適切かどうかをみる必要があります。

さらに、外国人造船就労者のケアを行う必要があります。特に、企業単独型受入造船企業に受け入れられている外国人造船就労者が1人のみである場合等には配慮する必要があります。

（５）不正行為を知った場合の確認報告

企業単独型受入造船企業は、告示別表第2の不正行為を知った場合、直ちに確認を行い、その結果を国土交通省、企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告することとされています（告示第9の13）。また、企業単独型受入造船企業は不正行為を行った場合についても、直ちに国土交通省、企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告しなければなりません（告示第7の6）。

したがって、企業単独型受入造船企業は、報告が必要な場面や内容を事前に十分に理解し、報告を怠ることがないように備えておくことが肝要です。

また、報告することとされている不正行為は、不正の態様や程度を問わないことに留意が必要です。

（６）国土交通省による監査

国土交通省は、必要と認めるときは、告示第9の11の規定にかかわらず、企業単独型受入造船企業に対し自ら監査を行うことができることとされています（告示第9の15）。

（７）立入検査の実施

外国人造船就労者受入事業における企業単独型受入造船企業は、告示第5の3（13）により、企業単独型適正監理計画には、国土交通大臣による立入検査等への適切な対応等に関する事項についての記載が必要であり、国土交通大臣は企業単独型受入造船企業に対して立入検査を行うことができることとされています（告示第9の18）。なお、企業単独型受入造船企業が立ち入り検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合は、告示第13の3（7）の規定により企業単独型適正監理計画の認定を取り消される場合がありますので、注意が必要で

す。

(8) 国土交通省の指示

国土交通大臣は、企業単独型造船特定活動の適正な実施の観点から必要があると認めるときは、企業単独型受入造船企業に対し、外国人造船就労者の受入れの停止その他必要な指示をすることができることとしています(告示第9の19)。

なお、指示に従わない場合は、告示第13の3(8)の規定により企業単独型適正監理計画の認定を取り消される場合がありますので、注意が必要です。

第12章 認定の取消

1 特定監理団体の認定の取消し

特定監理団体の認定が取り消される場合は、以下のとおりです（告示第13の1各号）。

- ①告示第4の2の要件を満たさなくなった場合
- ②不正の手段により告示第4の2の認定を受けたことが判明した場合
- ③告示第4の2の認定から1月以内に適正監理推進協議会に加入しない場合
- ④適正監理推進協議会から脱退した場合
- ⑤告示第9の8の措置を講じたにもかかわらず必要な改善が認められない場合
- ⑥告示第9の10の指示に従わない場合
- ⑦外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合

2 受入造船企業の適正監理計画の認定の取消し

受入造船企業の適正監理計画の認定が取り消される場合は、以下のとおりです（告示第13の2各号）。

- ①受入造船企業が告示第5の2（1）の要件のいずれかを満たさなくなった場合
- ②告示第5の2（5）及び（6）のいずれかを満たさなくなった場合
- ③受入造船企業が不正の手段により告示第5の2の認定を受けたことが判明した場合
- ④告示第9の8の措置を講じたにもかかわらず受入造船企業において必要な改善が認められない場合
- ⑤受入造船企業が告示第9の9の国土交通大臣による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合
- ⑥受入造船企業が告示第9の10の指示に従わない場合
- ⑦受入造船企業が外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合
- ⑧告示第13の1の規定により特定監理団体の認定が取り消された場合

3 企業単独型受入造船企業の企業単独型適正監理計画の認定の取消し

企業単独型受入造船企業の企業単独型適正監理計画の認定が取り消される場合は、以下のとおりです（告示第13の3各号）。

- ①企業単独型受入造船企業が告示第5の4の認定から1月以内に適正監理推進協議会に加入しない場合
- ②企業単独型受入造船企業が適正監理推進協議会から脱退した場合
- ③企業単独型受入造船企業が告示第5の4（1）の要件のいずれかを満たさなくなった場合
- ④告示第5の4（5）及び（6）のいずれかを満たさなくなった場合
- ⑤企業単独型受入造船企業が不正の手段により告示第5の4の認定を受けた

ことが判明した場合

- ⑥告示第9の17の措置を講じたにもかかわらず企業単独型受入造船企業において必要な改善が認められない場合
- ⑦企業単独型受入造船企業が告示第9の18の国土交通大臣による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合
- ⑧企業単独型受入造船企業が告示第9の19の指示に従わない場合
- ⑨企業単独型受入造船企業が外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合

4 告示第13の6の規定について

(1)趣旨

(告示)

第13

6 1から3までの規定により認定の取消しを行うこととなる事案であっても、国土交通大臣は、情状により特にこれを軽減すべき事由があるときは、認定の取消しに代えて受入れの停止の指示を行うことができる。

この規定の趣旨は、特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業が告示第13の1から3までの各号の規定のいずれかに該当する場合、本来であれば特定監理団体若しくは適正監理計画又は企業単独型適正監理計画の認定の取消しが行われるところですが、「情状により特にこれを軽減すべき事由があるとき」は、国土交通大臣は、認定の取消しに代えて期間を定めて受入れの停止の指示を行うことができるというものです。

このため、例えば技能実習制度においては、不正行為に該当する場合でも、受入れの停止はなされない場合がありますが、外国人造船就労者受入事業においては、告示第13の1から3までの各号に該当する場合、必ず認定の取消し又は受入れの停止のいずれかが行われることとなります。

また、国土交通大臣から受入れの停止の指示が行われる場合、当該受入れの停止の指示が行われるに至った事項に対して、国土交通大臣から改善措置を講ずるよう指導が行われます。

当然ながら、指導された事項について、再発防止に必要な改善措置が講じられていなければ、外国人造船就労者の新規受入れは認められません。

なお、受入れの停止は将来に向かって行われるものであり、受入れの停止の指示を受ける前から受け入れている外国人造船就労者の受入れに影響を与えるものではありませんが、受入れの停止に併せて改善の指示を受けた場合において、指示に従わないことは告示第13の1(6)、2の(6)又は3の(8)の認定の取消しに該当するため注意が必要です。

(2) 情状により特にこれを軽減すべき事由があるとき

告示第 13 の 6 の認定の取消しが行われない場合には、例えば、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業が不注意で就労日誌への記載を数日忘れてしまったことが告示別表第 2 の 21 号の不正行為（受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、外国人造船就労者の名簿又は就労日誌の作成、備付け又は保存を怠る行為）として認定された場合等、不正行為の様態が非常に軽微であり、造船特定活動又は企業単独型造船特定活動の適正な実施を妨げるものではないときが該当します。

一方、告示別表第 2 に掲げる不正行為のうち、1 号から 14 号まで、17 号から 19 号まで及び 23 号に該当する行為として認定された場合は、行為の様態にかかわらず造船特定活動又は企業単独型造船特定活動の適正な実施を妨げるものとして、認定を取り消されることとなるため、留意する必要があります。

第13章 不正行為

1 基本的考え方

「外国人の受入れ又は就労に係る不正行為」の告示別表第2の各号に規定されている行為で、このような不正行為を行った場合は、行為の様態が軽微であるか否かを問わず、国土交通省、地方入国管理局及び適正監理推進協議会への報告の対象となります。また、国土交通省、地方入国管理局、厚生労働省その他の監督官庁及び適正監理推進協議会では、特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業からの報告の有無にかかわらず、告示第6の1(9)及び第7の1(6)に示すとおり実態調査を実施するなどし、「不正行為」に対して厳正かつ的確に対応することとしています。

こうして国土交通省等が「不正行為」を確認した場合、告示第13の1(7)、2(7)又は3(9)に該当し、特定監理団体若しくは適正監理計画又は企業単独型適正監理計画の認定の取消し(情状により特に軽減すべき事由があるときは、受入れの停止)が行われることとなります。

2 外国人の受入れ又は就労に係る不正行為

外国人の受入れ又は就労に係る不正行為とは、告示第4の2(2)において、次のとおりとされています。

外国人の受入れ又は就労に係る不正行為(基準省令の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動の項の下欄第18号に掲げる不正行為、法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号ロに掲げる活動の項の下欄第16号に掲げる不正行為、及び法別表第1の4の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第10号に掲げる不正行為、研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針(平成19年改訂)に規定する不正行為並びに別表第2に掲げる不正行為をいう。)

- ①基準省令の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動の項の下欄第18号に掲げる不正行為、法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号ロに掲げる活動の項の下欄第16号に掲げる不正行為及び法別表第1の4の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第10号に掲げる不正行為、研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針(平成19年改訂)に規定する不正行為

在留資格「技能実習(第1号イ及びロ)」及び「研修」に係る不正行為をいいます。

- ②告示別表第2に掲げる不正行為

告示別表第2に掲げる不正行為をいい、1号から23号までの類型があり

ます。各不正行為の内容については、3のとおりです。

3 告示別表第2に掲げる不正行為

- ①特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、受入れ又は雇用した外国人造船就労者に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為

【1号関係】

特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、外国人造船就労者に対して暴行、脅迫又は監禁を行っていた場合です。

- ②特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、受入れ又は雇用した外国人造船就労者の旅券又は在留カードを取り上げる行為【2号関係】

特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、外国人造船就労者の旅券又は在留カードを取り上げていた場合です。

例えば、受入造船企業において失踪防止のためなどと称して旅券や在留カードを保管していた場合です。

- ③特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、受入れ又は雇用した外国人造船就労者に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為【3号関係】

特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、外国人造船就労者に対する手当又は報酬の一部又は全部を支払わなかった場合です。

例えば、受入造船企業において、時間外労働や休日労働を命じながら、労働基準法第37条に規定する割増賃金を支払わなかった場合です。

- ④①から③までに掲げるもののほか、特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、受け入れ又は雇用した外国人造船就労者の人権を著しく侵害する行為【4号関係】

特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、外国人造船就労者の人権を著しく侵害する行為（①から③の行為を除く。）を行っていた場合です。

例えば、外国人造船就労者から人権侵害の被害を受けた旨の申告があり、人権擁護機関において人権侵犯の事実が認められた場合や受入造船企業が外国人造船就労者の意に反して預金通帳を取り上げていた場合です。

また、特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業の都合により、本人の意思にかかわらず、外国人造船就労者を非自発的に帰国させた場合も、この不正行為に該当します。

- ⑤特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、この表

に掲げる外国人の造船特定活動又は企業単独型造船特定活動に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為【5号関係】

特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、外国人の造船特定活動又は企業単独型造船特定活動に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造・変造された文書・図画、虚偽の文書・図画を行使又は提供していた場合です。

例えば、特定監理団体において国土交通省等に提出する監査報告書に虚偽の記載をした場合、すなわち、受入造船企業で「不正行為」が行われているのを認識していたにもかかわらず、適正に造船特定活動又は企業単独型造船特定活動が実施されているかのような監査報告書を提出した場合や監査を実施していないにもかかわらず、実施したかのような監査報告書を提出した場合がこれに該当します。

- ⑥特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、外国人造船就労者又はこれと密接な関係を有する者から保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収すること及び雇用契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない。）を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約の締結をする行為（③及び④に該当する行為を除く。）【6号関係】

特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業が本邦において外国人造船就労者が従事する造船特定活動又は企業単独型造船特定活動に関連して、外国人造船就労者やその家族から、保証金を徴収するなどしてその財産を管理していた場合や雇用契約の不履行に係る違約金を定めるなど不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していた場合です。

例えば、外国人造船就労者の失踪を防止するために、外国人造船就労者やその家族等から保証金を徴収したり、逃走した際の違約金を定めていた場合です。また、国土交通省、適正監理推進協議会、地方入国管理局、労働基準監督署等に対して「不正行為」を通報すること、休日に許可を得ずに外出すること、作業時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて、その違約金を定める行為や外国人造船就労者やその家族等から商品又はサービスの対価として不当に高額な料金の徴収を予定する契約についても、「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」に該当します。

- ⑦特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、受入れ又は雇用した外国人造船就労者の造船特定活動又は企業単独型造船特定活動に係る手当若しくは報酬又は実施時間について外国人造船就労者との間で入管法第6条第2項、第7条の2第1項、第20条第2項又は第21条第2項の申請内容と異なる内容の取決めを行う行為（⑤に該当する行為を除

く。)【7号関係】

特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、造船特定活動又は企業単独型造船特定活動に係る手当若しくは報酬又は実施時間について外国人造船就労者との間で国土交通省及び地方入国管理局への申請内容と異なる内容の取決めをしていた場合（注）です。

（注）異なる内容の取決めをした上で、当該行為を隠蔽するために地方入国管理局に虚偽の報告をした場合は⑤に該当します。

- ⑧特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、入管法第6条第2項、第7条の2第1項、第20条第2項又は第21条第2項の申請内容と異なる他の機関に造船特定活動又は企業単独型造船特定活動を実施させる行為又は当該他の機関において、造船特定活動又は企業単独型造船特定活動を実施する行為（⑤に該当する行為を除く。）【8号関係】

特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、地方入国管理局への申請内容と異なる他の機関に造船特定活動又は企業単独型造船特定活動を実施させていた場合や当該他の機関において造船特定活動又は企業単独型造船特定活動を実施していた場合（注）です。

（注）他の機関で造船特定活動又は企業単独型造船特定活動を行うことを示し合わせた上で、地方入国管理局に虚偽の報告をした場合は⑤に該当します。

名義を借りた機関（実際に外国人造船就労者を受け入れた機関）及び名義を貸した機関（申請上、外国人造船就労者を受け入れるとされた機関）の双方がこの不正行為の対象になります。

- ⑨特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、受入れ又は雇用した外国人造船就労者について、相当数の行方不明者を発生させたこと（特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業の責めに帰すべき理由がない場合を除く。）【9号関係】

特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、相当数の行方不明者を発生させた場合です。

相当数の行方不明者とは、目安として、次のア、イに掲げる行方不明者を発生させた場合をいいます。

なお、特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業の責めに帰すべき理由がない場合は、この類型に該当しません。責めに帰すべき理由がない場合とは、造船特定活動又は企業単独型造船特定活動が適正監理計画に沿って実施され、賃金の支払等が雇用契約どおりに行われていることなど特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業がその責務を果たしている場合です。

ア 外国人造船就労者の行方不明者について、その前「1年以内」に次の表の左欄に掲げる受入れ総数（当該機関に受け入れられ又は雇用されていた外国人造船就労者の総数をいう。以下この⑨において同じ。）に応じ、同表の右欄に掲げる人数（1人未満の端数があるときは、これを切り上げた人数とする。）以上の行方不明者を発生させた場合

受入れ総数	人数
50人以上	受入れ総数の20分の3
20人以上49人以下	8人
19人以下	受入れ総数の8分の3

イ 外国人造船就労者の行方不明者について、その前「6月以内」に次の表の左欄に掲げる受入れ総数に応じ、同表の右欄に掲げる人数（1人未満の端数があるときは、これを切り上げた人数とする。）以上の行方不明者を発生させた場合

受入れ総数	人数
50人以上	受入れ総数の80分の9
20人以上49人以下	6人
19人以下	受入れ総数の32分の9

⑩特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、外国人に入管法第24条第3号の4イからハマまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けること【10号関係】

特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、①事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせる行為、②外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為又は③業として、①及び②の行為に関しあつせんする行為のいずれかを行い、唆し、又はこれを助けた場合です。

⑪特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、造船特定活動又は企業単独型造船特定活動に関し労働基準法又は労働安全衛生法その他これらに類する法令の規定に違反する行為（①、③及び④に該当する行為を除く。）【11号関係】

特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、①、③及び④に該当しなくても、造船特定活動又は企業単独型造船特定活動の実施に関して、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等の労働基準関係法令について違反があった場合です。

なお、労働基準法第24条違反（賃金不払）、同法第37条違反（割増賃金不払）、最低賃金法第4条第1項違反（最低賃金）については、③に該当します。

- ⑫特定監理団体において、造船特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠る行為又は企業単独型受入造船企業において、企業単独型造船特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠る行為【12号関係】

特定監理団体において、造船特定活動の継続が不可能となったときの国土交通省、地方入国管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠った場合であり、例えば、受入造船企業が倒産等したときや外国人造船就労者が活動期間を満了せずに途中帰国をしたときに、報告をしなかった場合等が該当します。

企業単独型造船特定活動においては、企業単独型受入造船企業において、企業単独型造船特定活動の継続が不可能となったときの国土交通省、地方入国管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠った場合であり、例えば、企業単独型受入造船企業が倒産等したときや外国人造船就労者が活動期間を満了せずに途中帰国をしたときに、報告をしなかった場合等が該当します。

- ⑬特定監理団体において、第6の1(4)の就労状況の確認を怠る行為又は企業単独型受入造船企業において、第7の1(2)の就労状況の確認を怠る行為【13号関係】

特定監理団体において、告示第6の1(4)において、定期的に行うこととしている外国人造船就労者の監理及び就労状況の確認を怠る行為がこれに該当します。

企業単独型造船特定活動においては、企業単独型受入造船企業において、告示第7の1(2)において、定期的に行うこととしている外国人造船就労者の監理及び就労状況の確認を怠る行為がこれに該当します。

- ⑭特定監理団体において、第6の1(5)の相談員を配置せず、若しくは相談への対応を怠る行為又は企業単独型受入造船企業において、第7の1(3)の相談員を配置せず、若しくは相談への対応を怠る行為【14号関係】

特定監理団体において、相談員を配置せず、また外国人造船就労者の生活、労働等（転職を含む。）に係る相談に対応しないこと等がこの不正行為に該当します。

企業単独型造船特定活動においては、企業単独型受入造船企業において、相談員を配置せず、また外国人造船就労者の生活、労働等（転職を含む。）に係る相談に対応しないこと等がこの不正行為に該当します。

- ⑮受入造船企業において、第6の2及び3の特定監理団体への届出を怠る行為

又は企業単独型受入造船企業において、第7の2及び3の適正監理推進協議会への届出を怠る行為【15号及び16号関係】

受入造船企業において、特定監理団体に対して外国人造船就労者の受入れ又は退職の届出を行わない行為がこれに該当します。

また、特定監理団体において、受入造船企業から上記の外国人造船就労者の受入れ又は退職の報告を受けた場合において、これを適正監理推進協議会に報告しない行為がこれに該当します。

企業単独型造船特定活動にあつては、企業単独型受入造船企業において適正管理協議会に対して外国人造船就労者の受入れ又は退職の届出を行わない行為がこれに該当します。

- ⑩特定監理団体において、第9の1又は4の監査を行わず、若しくは報告を怠る行為又は企業単独型受入造船企業において、第9の11又は13の確認を行わず、若しくは報告を怠る行為【17号関係】

告示第9の1又は4の監査を行わず、又は報告を怠る行為がこの不正行為に該当します。

例えば、特定監理団体又は企業単独型受入造船企業において、地方入国管理局へ監査結果報告を行わなかったり、著しく遅延した場合、監査や訪問指導等の監理業務を的確に行える人員を確保していなかった場合等が該当します。

- ⑪受入造船企業において、この表に掲げる外国人の造船特定活動に係る不正行為を行った場合若しくは造船特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の特定監理団体への報告を怠る行為又は企業単独型受入造船企業において、企業単独型造船特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠る行為【18号関係】

受入造船企業において特定監理団体への報告を怠っていた場合がこの不正行為に該当します。また、企業単独型造船特定活動においては、企業単独型受入造船企業において国土交通省、地方入国管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠っていた場合がこの不正行為に該当します。

例えば、外国人造船就労者が失踪したにもかかわらず、これを届け出ることなく、失踪した外国人造船就労者が摘発されるなどして初めて、失踪していたことが地方入国管理局で明らかになった場合や、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業が不法就労者を雇用していたにもかかわらず、これを届け出ることなく、地方入国管理局による摘発又は実態調査等で不法就労者の雇用事実が明らかになった場合です。

- ⑫特定監理団体において、造船特定活動に関して収益を得てあつせんを行う行

為【19号関係】

特定監理団体が造船特定活動に関して収益を得てあっせんを行っていた場合がこの類型に該当します。

例えば、株式会社が造船特定活動に関する職業紹介を行っていた場合や公益法人が実費を超える手数料を徴収して職業紹介を行っていた場合です。

- ①⑨特定監理団体又は企業単独型受入造船企業において、外国人造船就労者の受入れに関する文書の作成又は保管を怠る行為及び受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、外国人造船就労者の名簿又は就労日誌の作成、備付け又は保存を怠る行為【20号及び21号関係】

特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において造船特定活動又は企業単独型造船特定活動の実施状況に係る文書の作成、備付け又は保存を怠っていた場合です。国土交通省の実態調査等の際に当該文書を確認できない場合は、適正に備付け又は保存がなされていることにはならず、この類型に該当します。

なお、造船特定活動又は企業単独型造船特定活動の実施状況に係る文書とは、就労状況の確認の際に作成する文書や受け入れている外国人造船就労者の名簿、賃金台帳その他の活動内容、指導者、従事時間について記載した文書をいいます。文書の作成、備付け及び保存は（他の法令により規制されている場合を除き、）電磁的方法によるものでも差し支えありません。

- ②⑩特定監理団体において、外国人造船就労者が造船特定活動を終了して帰国した場合の国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠る行為又は企業単独型受入造船企業において、外国人造船就労者が企業単独型造船特定活動を終了して帰国した場合の国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠る行為【22号関係】

造船特定活動においては、特定監理団体において、外国人造船就労者の造船特定活動終了後の帰国に係る国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠っていた場合です。

企業単独型造船特定活動においては、企業単独型受入造船企業において、外国人造船就労者の造船特定活動終了後の帰国に係る国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠っていた場合です。

- ②⑪特定監理団体が、外国人の受入れ若しくは就労に係る不正行為を行った場合に、直ちに、国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告することを怠る行為又は企業単独型受入造船

企業が、外国人の受入れ若しくは就労に係る不正行為を行った場合に、直ちに、国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告することを怠る行為【23号関係】

造船特定活動においては、特定監理団体が不正行為を行ったときの国土交通省、地方入国管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠った場合であり、例えば、外国人造船就労者について、相当数以上の行方不明者が発生しているにもかかわらず、国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に対して報告しなかった場合等が該当します。

企業単独型造船特定活動においては、企業単独型受入造船企業が不正行為を行ったときの国土交通省、地方入国管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠った場合であり、例えば、外国人造船就労者について、相当数以上の行方不明者が発生しているにもかかわらず、国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に対して報告しなかった場合等が該当します。

第14章 適正監理推進協議会

1 概要

国土交通省は、造船特定活動又は企業単独型造船特定活動の適正な実施に関し必要な事項の協議及び連絡調整を行うため、適正監理推進協議会を設置することとしています。

なお、適正監理推進協議会の運営に関し必要な事項は、適正監理推進協議会が別に定めることとしています。

また、適正監理推進協議会は、以下の者を構成員としており、特定監理団体及び企業単独型受入造船企業も構成員として協議会の運営について協力する必要があります。

- ①労働問題に関し学識経験を有する者
- ②特定監理団体
- ③造船事業者団体
- ④企業単独型受入造船企業
- ⑤国土交通省
- ⑥法務省
- ⑦厚生労働省
- ⑧その他の関係機関

なお、協議会の事務局は国土交通省が行うこととしています。

2 適正監理推進協議会への加入

告示第13の1(3)において「第4の2の認定から1月以内に適正監理推進協議会に加入しない場合」を特定監理団体の認定の取消し要件としているところであり、特定監理団体は、特定監理団体の認定を受けた後、速やかに適正監理推進協議会へ加入する必要があります。

告示第13の3(1)において「第5の4の認定から1月以内に適正監理推進協議会に加入しない場合」を企業単独型受入造船企業の企業単独型適正監理計画の認定の取消し要件としているところであり、企業単独型受入造船企業は、企業単独型適正監理計画の認定を受けた後、速やかに適正監理推進協議会へ加入する必要があります。

3 適正監理推進協議会への報告

告示において、特定監理団体は、告示第6の2及び3の届出を受けたときは、遅滞なく、適正監理推進協議会に報告しなければならないとされています。

告示第6の2及び3の届出とは、受入造船企業が外国人造船就労者を受け入

れた場合及び外国人造船就労者が退職した場合に特定監理団体に対して行われる届出であり、これらの届出を受けた特定監理団体は必ず適正監理推進協議会に対して報告を行う必要があります。

また、企業単独型受入造船企業は、告示第7の2及び3により、外国人造船就労者を受け入れた場合及び外国人造船就労者が退職した場合には、必ず適正監理推進協議会に対して報告を行う必要があります。

4 適正監理推進協議会の運営への協力

特定監理団体及び企業単独型受入造船企業は、適正監理推進協議会の一員として、外国人造船就労者受入事業の適正かつ円滑な実施に協力する必要があります。

このため、適正監理推進協議会からの総会やヒアリング等への出席依頼や各種調査依頼があった場合は、これらについて誠実に対応することが求められます。

第15章 制度推進事業実施機関

1 概要

国土交通省は、造船特定活動、企業単独型造船特定活動の適正かつ円滑な実施を図るため、別に定めるところにより、制度推進事業実施機関に対し、特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業に対する巡回指導その他の業務を行わせることとしています。

2 巡回指導その他の業務への協力

制度推進事業実施機関から、特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業に対して、巡回指導が行われる場合、特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業はこれに協力しなければなりません。

例えば、正当な理由なく制度推進事業実施機関の巡回指導に対して非協力的な態度をとること、又は拒むことや制度推進事業実施機関からの質問に対して不誠実な回答をすること、又は回答を拒否することは、造船特定活動又は企業単独型造船特定活動の適正かつ円滑な実施を妨げる行為であり、告示第9の10及び19に定める国土交通省からの指示の対象となりますので、注意する必要があります。

参考資料 各申請様式

- 様式第1号 特定監理団体認定申請書
 (別紙1) 役員名簿(特定監理団体認定申請)
 (別紙2) 現在受け入れている技能実習生名簿(特定監理団体認定申請)
 (別紙3) 造船特定活動の実施体制図(参考例)
- 様式第2-1号 適正監理計画認定申請書
 (別紙1) 適正監理計画
 (別紙2) 現在受け入れている技能実習生名簿(適正監理計画認定申請)
- 様式第2-2号 企業単独型適正監理計画認定申請書
 (別紙1) 企業単独型適正監理計画
 (別紙2) 現在受け入れている技能実習生名簿(企業単独型適正監理計画認定申請)
 (別紙3) 企業単独型特定活動の実施体制図(参考例)
- 様式第3号 特定監理団体認定(取消)報告書
- 様式第4-1号 適正監理計画認定(取消)報告書
- 様式第4-2号 企業単独型適正監理計画(取消)報告所
- 様式第5-1号 外国人造船就労者受入報告書(受入造船企業)
- 様式第5-2号 外国人造船就労者受入報告書(特定監理団体)
- 様式第5-3号 外国人造船就労者受入報告書(企業単独型受入造船企業)
- 様式第6-1号 外国人造船就労者退職報告書(受入造船企業)
- 様式第6-2号 外国人造船就労者退職報告書(特定監理団体)
- 様式第6-3号 外国人造船就労者退職報告書(企業単独型受入造船企業)
- 様式第7号 受入状況報告書(造船特定活動)
- 様式第8-1号 監査報告書(造船特定活動)
 (別紙1) 監査対象受入造船企業及び監査実施日
 (別紙2) 監査結果
- 様式第8-2号 監査報告書(企業単独型造船特定活動)
 (別紙1) 確認対象企業単独型受入造船企業及び確認実施日
 (別紙2) 確認結果
- 様式第9-1号 外国人造船就労者帰国報告書(造船特定活動)
- 様式第9-2号 外国人造船就労者帰国報告書(企業単独型造船特定活動)
- 様式第10-1号 造船特定活動継続不可事由発生報告書(受入造船企業)
- 様式第10-2号 造船特定活動継続不可事由発生報告書(特定監理団体)
- 様式第10-3号 企業単独型造船特定活動継続不可事由発生報告書(企業単独型受入造船企業)